


うらやす地域福祉活動計画Ⅳ (案)

令和2年3月

社会福祉法人 浦安市社会福祉協議会

うらやす地域福祉活動計画Ⅳ策定にあたり



会長写真

令和2年3月

社会福祉法人浦安市社会福祉協議会
会長 宇田川 勝 久

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 P 7
- 2 地域福祉活動計画とは P 7
- 3 社協として求められる今後の展望 P 8
- 4 計画の位置づけ P 9
- 5 計画の期間 P 9

第2章 地域福祉をめぐる現況

- 1 地域福祉を取り巻く現状 P 13
- 2 浦安市の状況 P 17
- 3 うらやす地域福祉活動計画Ⅲの達成状況について P 25

第3章 計画の内容

- 1 地域の将来像 P 31
- 2 計画の基本理念 P 31
- 3 計画の基本目標 P 31
- 4 施策の体系 P 32
- 5 重点的取組（第3次浦安市地域福祉計画との連携） P 33

第4章 各施策の展開

- 基本目標 1 お互いを理解し支え合う P 39
- 基本目標 2 地域で丸ごとつながる P 48

第5章 計画の推進

- 1 計画の進捗管理 P 59
- 2 地域との連携 P 59

資料編

- 1 浦安社協の現状と課題 P 63
- 2 用語集 P 67

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

社会福祉法の改正（第107条及び第108条）において、高齢者福祉、障がい者福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載した、地域福祉(支援)計画が福祉分野の「上位計画」として位置づけられ、都道府県や市町村でその策定が努力義務化されました。

この計画は、定期的に調査・分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うこととされています。

浦安市では、同時並行で2020年3月に「第3次浦安市地域福祉計画」（以下、「地域福祉計画」）を策定し、地域共生社会の実現に向けて、「自助」「共助」「公助」をうまく組み合わせながら、地域福祉を総合的に推進しています。また、浦安市社会福祉協議会（以下、「社協」）が事務局となって策定するうらやす地域福祉活動計画Ⅳ（以下、「活動計画」）は、地域住民や関係団体・機関などが相互協力して、主体となって取り組んでいく活動・行動計画としての性格があり、地域福祉計画とは地域福祉推進の方向性などを共有することが望まれ、整合性を図る必要があるとされています。

社協では、地域福祉計画を受けて、地域福祉推進の方向性などを共有しつつ、活動計画推進の中核的な担い手として、活動計画を策定していきます。

なお、活動計画の検討体制の構築にあたっては、社協内の「丸ごと」化を意識した取組を図る機会ととらえることができるとされています。

2 地域福祉活動計画とは

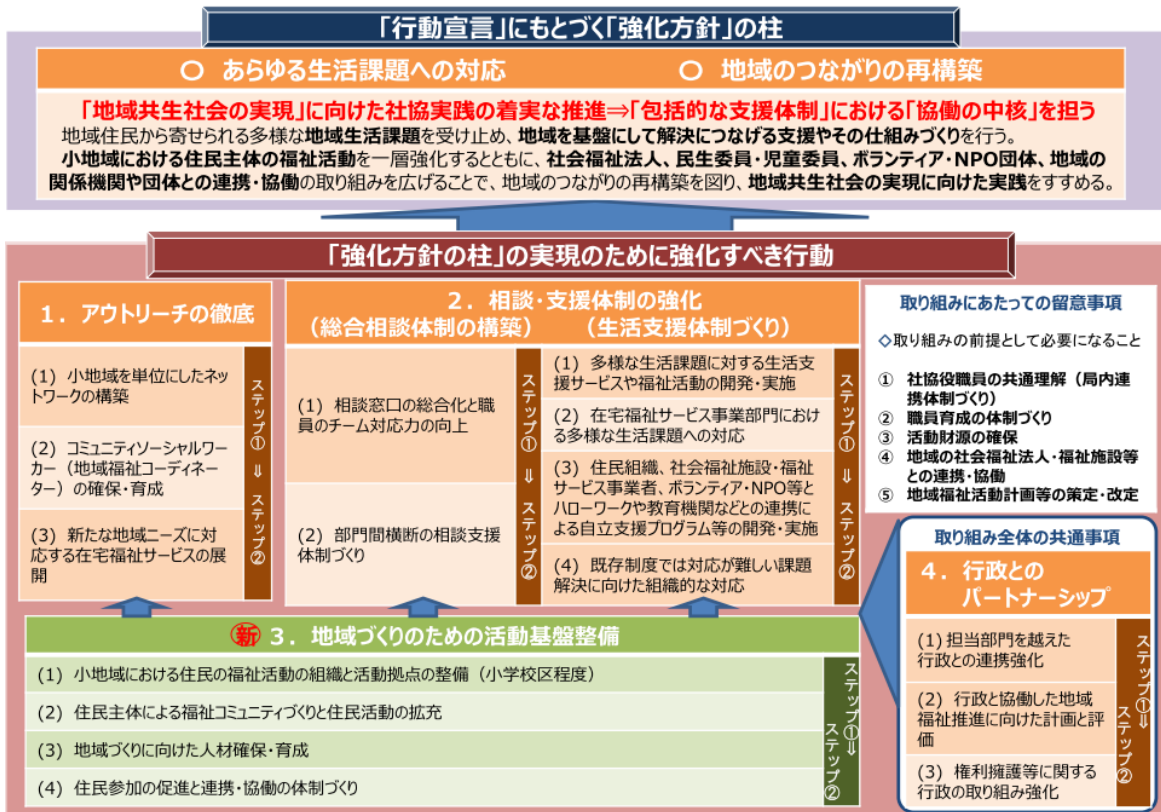
活動計画は、地域福祉の中核的役割を担う社協が呼びかけて、地域住民や関係機関・団体などが相互協力し、役割分担のもとに、地域が抱える生活課題や福祉課題の解決を目指すとともに、福祉のまちづくりへと発展させていくための活動計画としての性格を持っています。

また、住民の立場、民間の立場でどこまで役割を担えるかを明確にするとともに、地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を定める計画として位置付けられるものです。

3 社協として求められる今後の展望

社協の具体的な取り組みとして、アウトリーチの徹底、相談・支援体制の強化、地域づくりのための活動基盤整備、行政とのパートナーシップあらゆる生活課題への対応、地域のつながりの再構築が大きな柱となります。年次事業計画や予算と連動させながら、今後の展開を主体的に描いていくことが重要になります。

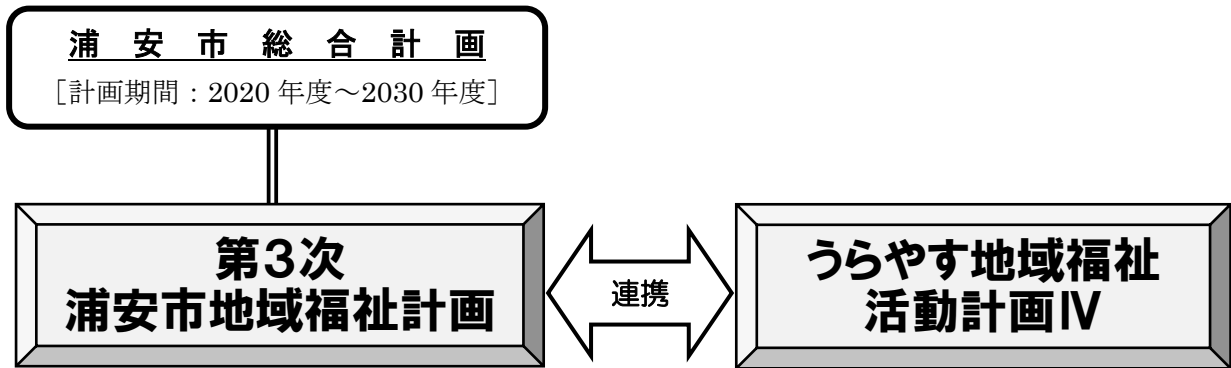
社協・生活支援活動強化方針「第2次アクションプラン」・概要



出典：全国社会福祉協議会

4 計画の位置づけ

活動計画は、地域福祉計画と連携し、実行計画として具体的な取り組みの方向性を示すものとなっています。



5 計画の期間

計画の期間は、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、5年計画とし、令和2年度を初年度とし令和6年度を目標年度とする5か年とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2次浦安市地域福祉計画				第3次浦安市地域福祉計画										
うらやす地域福祉活動計画Ⅲ				うらやす地域福祉活動計画Ⅳ										

第2章 地域福祉をめぐる現況

1 地域福祉を取り巻く現状

○社会保障制度改革の全体の動向

2013年（平成25年）8月に出された「社会保障制度改革国民会議報告書」では、すべての世代を支援の対象とし、また、すべての世代が、その能力に応じて支え合う全世代型の社会保障制度への転換の方向性を示しました。また、QOL（Quality of Life：生活の質）の向上の観点から、様々な生活上の困難があっても、地域でその人らしい生活が続けられるよう、地域特性に応じて医療・介護、福祉・子育て支援を含めた支え合いの仕組みづくりを、まちづくりとして推進する方向性を明示しました。これを受け、すべての世代が安心感と納得感を得られる「全世代型」の社会保障制度への転換が進められています。

○新たな福祉のあり方の方向性

2015年（平成27年）に出された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、「さまざまなニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築」、「サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上」、「新しい福祉サービスの提供体制を担う人材の育成・確保」という方向性が示されました。ここでは、支援の包括化や地域連携・ネットワークづくりの更なる推進と、地域住民の参画・連携によって、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型地域包括支援体制の構築、誰もが支え合う地域共生社会の実現を進めていくこととしており、従来の分野別・対象別のサービスや支援を基盤として、その横断的、包括的取組の方向性が強化されています。

さらに、2016年（平成28年）には、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、地域共生社会が今後の福祉改革の柱として位置づけられました。従来、高齢者福祉・介護、障がい者福祉、健康増進、福祉活動等の各施策分野において専門的サービス基盤整備や生活環境整備が行われてきましたが、これを基盤にしつつも、住民参加による総合的、包括的取組の方向性が明確に示されました。

2017年（平成29年）には、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）の最終とりまとめにより、福祉の領域を超えた地域全体で地域力強化を図る必要性が示されました。また、その視点として、「それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦」、「すべての地域の構成員の参加・協働」、「重層的セーフティネットの構築」、「包括的な支援体制の整備」、「福祉以外の分野との協働を通じた支え手・受け手が固定されない参加の場、働く場の創造」の5点が示されました。

従来、市町村には高齢者、障がい者、子ども・子育てといった施策分野別に計画策定が求められており、各市町村では、対象者別にサービス基盤の整備や支援体制の整備を進めてきました。しかし今日では、社会経済の変化により、住民の支援ニーズは複雑化・多様化しており、従来の支援の枠組では対応が困難な複合課題や困難事例等が数多く顕在化しています。一連の制度改革は、従来の枠組での支援の限界を超えるための取り組みとなっています。

《制度改正等の動向》

年月	法令・方針等	要点
2013年 (H25年) 8月	社会保障制度改革国民会議報告書	<ul style="list-style-type: none"> すべての世代が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障制度に転換を図ることとし、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の各分野にわたって改革の道筋を提示。 介護保険制度改革では地域包括ケアシステムの構築、予防給付の地域支援事業への移行について提示。また、在宅生活の継続のため住民による支援も含めたサービス提供体制について提示。
2013年 (H25年) 12月	社会保障改革プログラム法の成立・施行	<ul style="list-style-type: none"> 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の改革について改革プログラムを提示。
2015年 (H27年) 9月	新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> 改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成・確保を提示。
2016年 (H28年) 3月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人の地域における公益的な取組を実施する責務等の社会福祉法人改革 福祉人材の確保の促進等の措置 (2017年(平成29年)4月施行。一部2016年(平成28年)3月・4月施行)
2016年 (H28年) 6月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、地域包括ケア体制の整備(2018年(平成30年)4月施行)
2016年 (H28年) 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	<ul style="list-style-type: none"> 地域のすべての住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を福祉改革の基本コンセプトとして提示。
2017年 (H29年) 5月	介護保険法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性確保に向けた改正。
2017年 (H29年) 9月	地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ	<ul style="list-style-type: none"> 福祉の領域を超えて地域全体で地域力強化を図る必要性を示し、地域力強化に向けて5つの視点を提示。

○「地域共生社会」の考え方

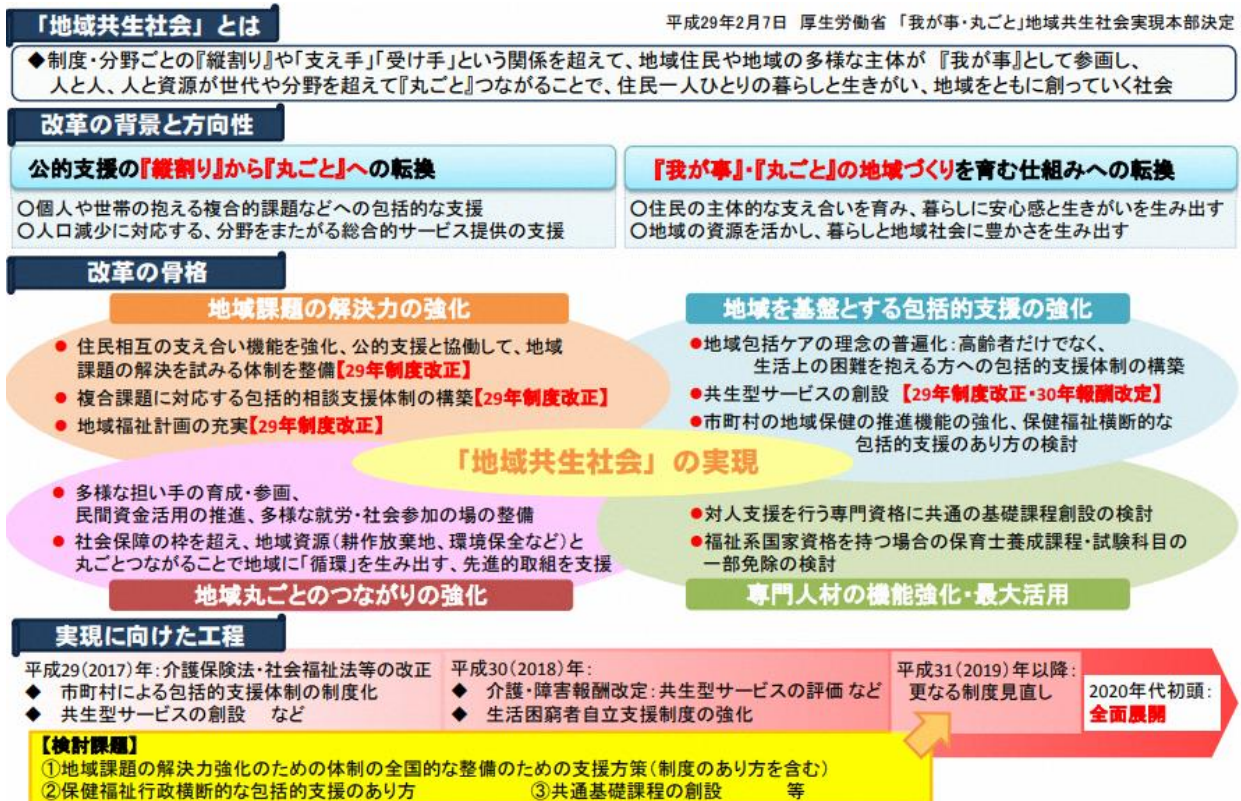
「地域共生社会」は、『支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと連携して助け合いながら暮らすことのできる社会』としています。

近年では、高齢者・障がい者・子どもといった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題が顕在化し、ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題や、社会的孤立、老老介護、閉じこもり、8050問題、虐待、ごみ屋敷問題など、生活課題の多様化・複雑化が進んでいます。

このため、「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

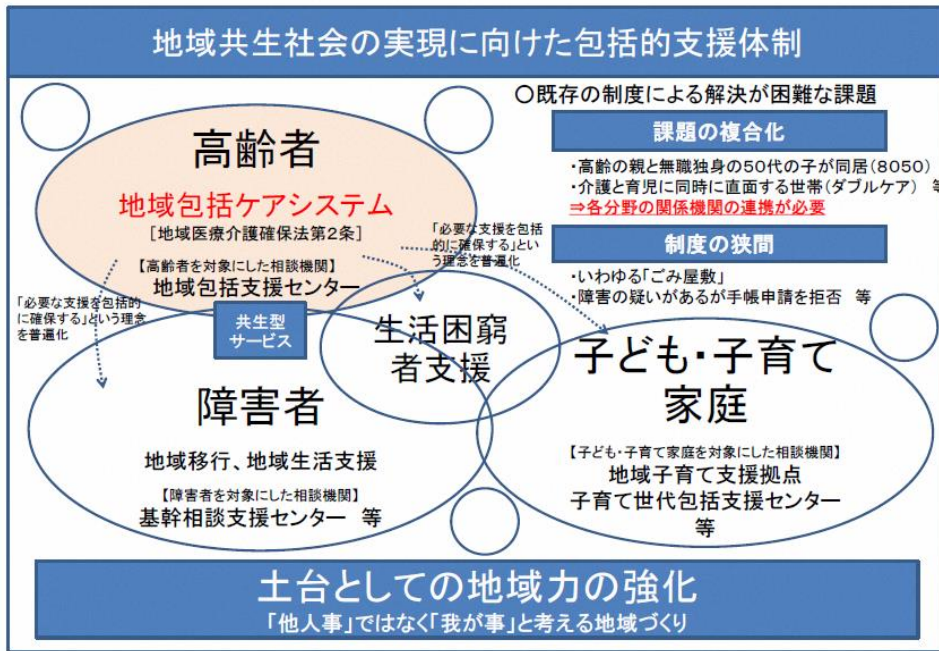
「地域共生社会」の実現に向けて、市町村には、包括的支援体制の整備が求められています。社会福祉法第106条の3では、「市町村は（略）、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」と謳われており、市は、地域住民自身が地域福祉を推進し、また、他の住民の相談・情報提供にあたれるようにするための環境整備に努めることとされています。

《「地域共生社会」の実現に向けて（概要）》



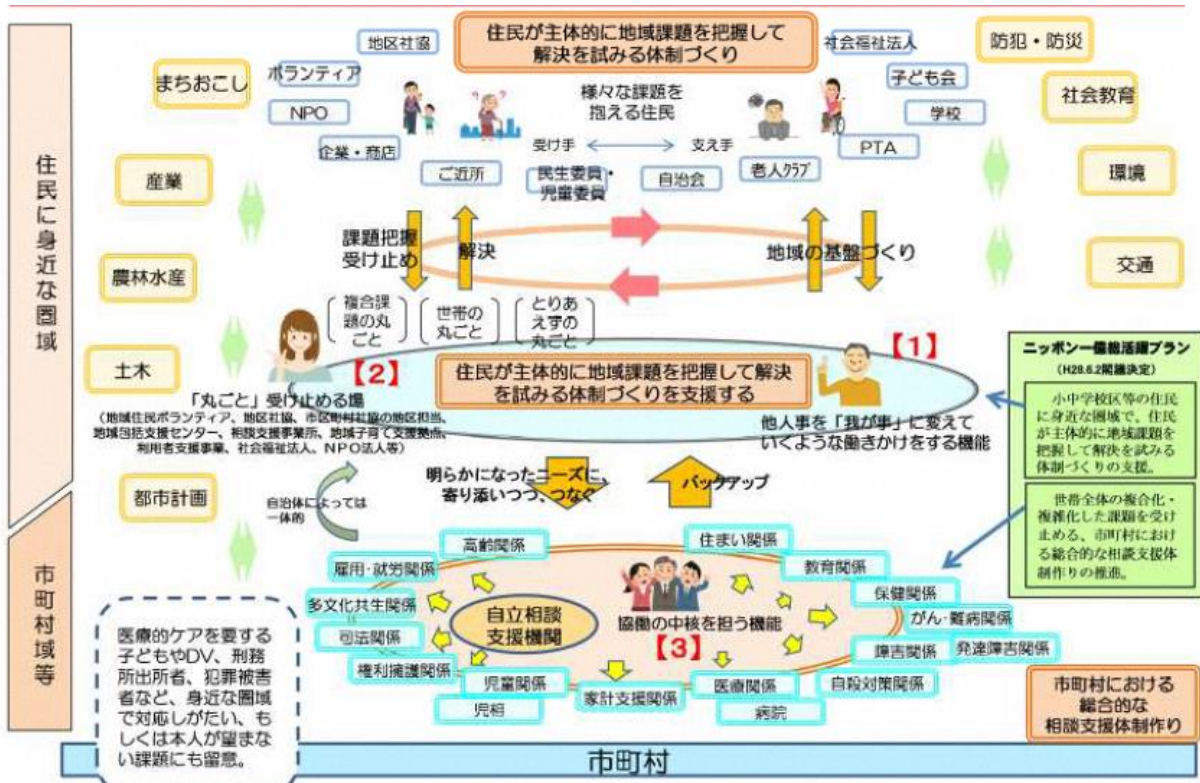
出典：厚生労働省

《地域共生社会の実現に向けた包括支援体制》



出典：厚生労働省

《地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ》



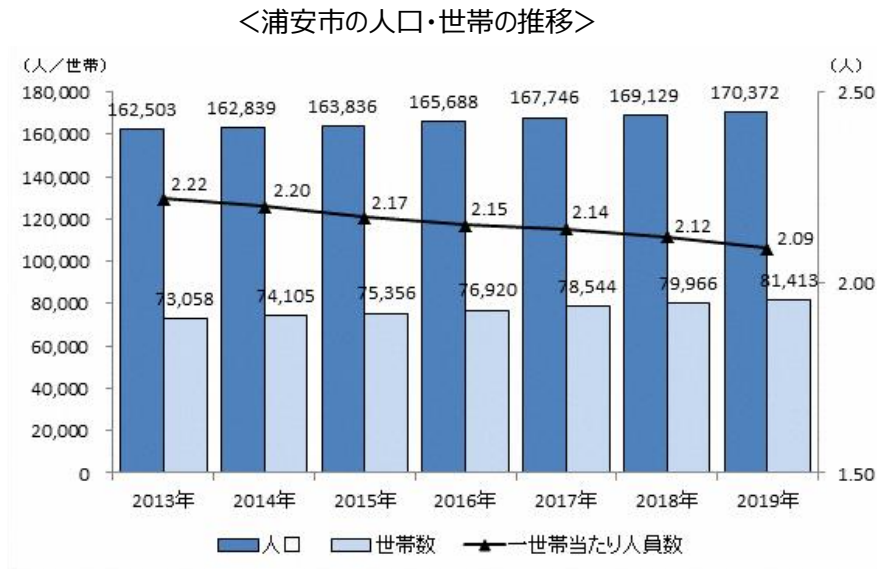
出典：厚生労働省

2 浦安市の状況

(1) 人口や世帯の状況

① 総人口・世帯数の推移

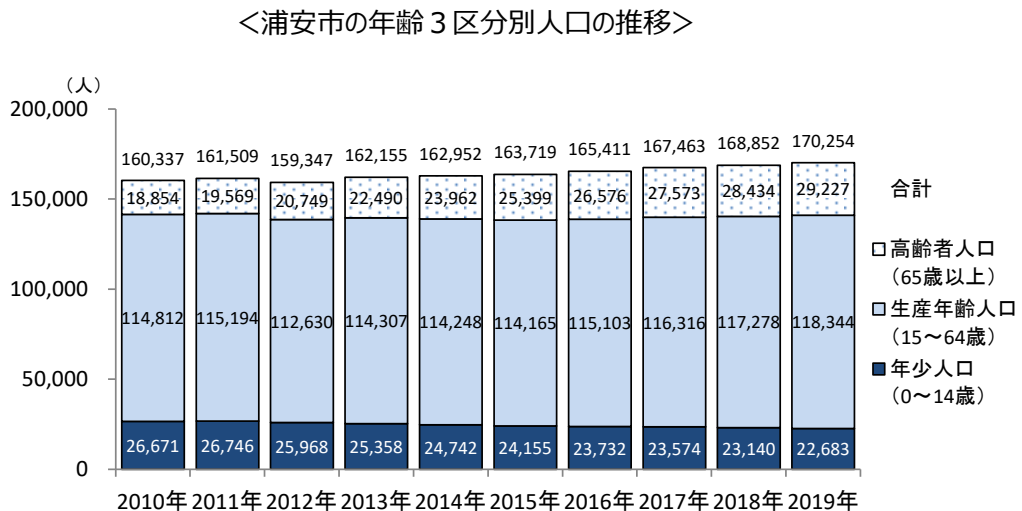
浦安市の人口および世帯数は微増傾向にあります。一世帯あたり的人员数は、人口増加率よりも世帯増加率の方が低いため下降傾向となっており、2019年4月1日現在では2.09人となっています。



資料：住民基本台帳人口 各年4月1日現在

② 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口推移をみると、年少人口はやや減少、生産年齢別人口はほぼ横ばい、高齢者人口は増加傾向となっています。



資料：住民基本台帳人口 各年4月1日現在

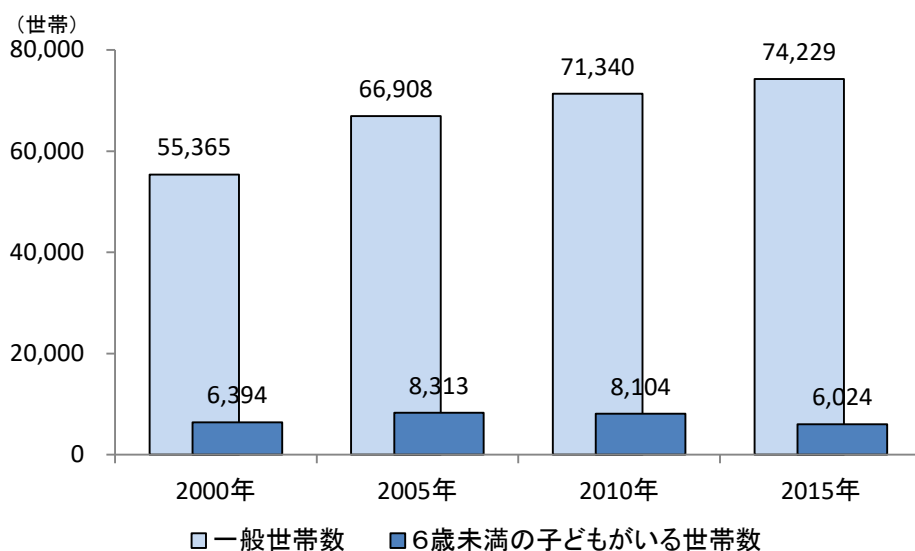
(2) 子どもを取り巻く状況

①子どものいる世帯の推移

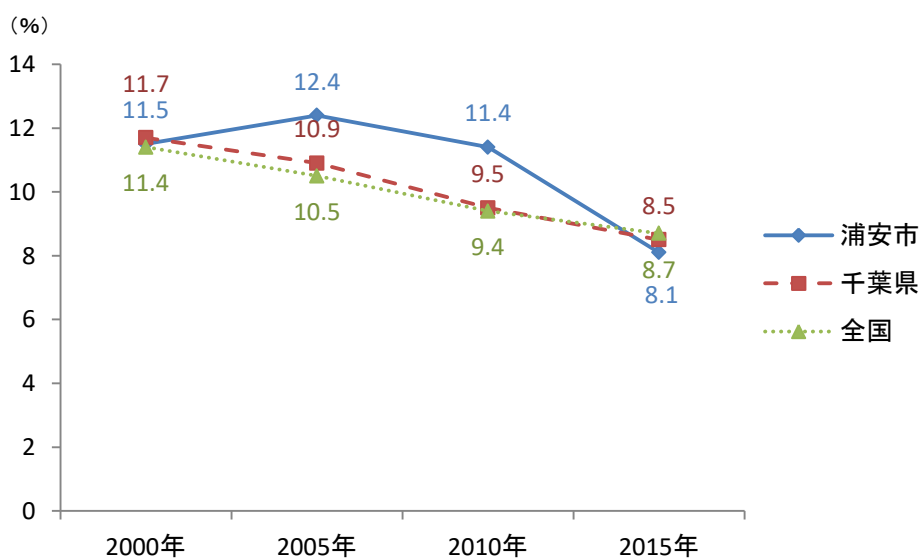
6歳未満の子どものいる世帯数は減少傾向にある一方で、一般世帯数は増加となっています。

6歳未満の子どものいる世帯割合をみると、2005～2010年は千葉県や全国を上回っていましたが、その後は両者よりもやや低くなっています。また、浦安市、千葉県、全国ともに減少傾向となっています。

<浦安市の6歳未満の子どものいる世帯の推移>



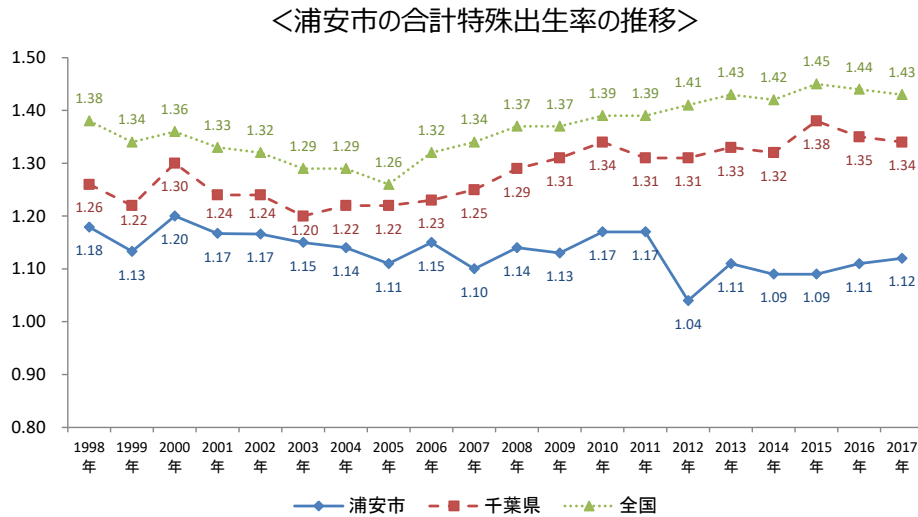
<浦安市の6歳未満の子どものいる世帯割合の推移>



資料：国勢調査 各年

②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、東日本大震災の翌年（2012年）に大きく下落したものの、全体的にはほぼ横ばいで推移しています。一方、千葉県や全国の出生率は増加傾向にあり、浦安市を上回っています。

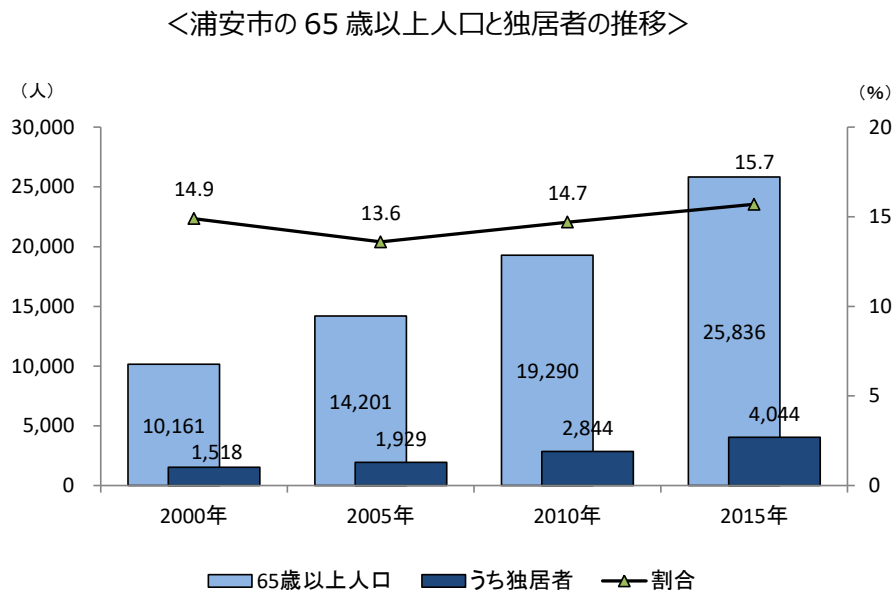


資料：厚生労働省統計調査 千葉県健康福祉部健康福祉指導課

(3) 高齢者を取り巻く状況

①高齢者人口と独居者数

65歳以上の人口及び独居者数はともに増加傾向にあり、両者の伸び率がほぼ等しいため、65歳以上人口に占める独居者の割合はほぼ横ばいで推移しています。



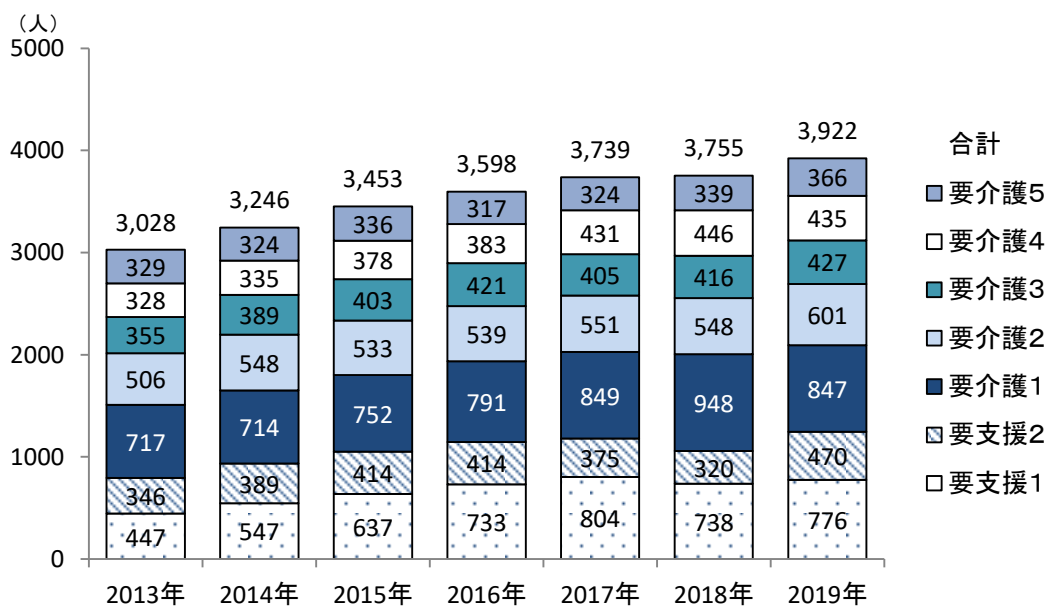
資料：国勢調査 各年

②要支援・要介護の状況

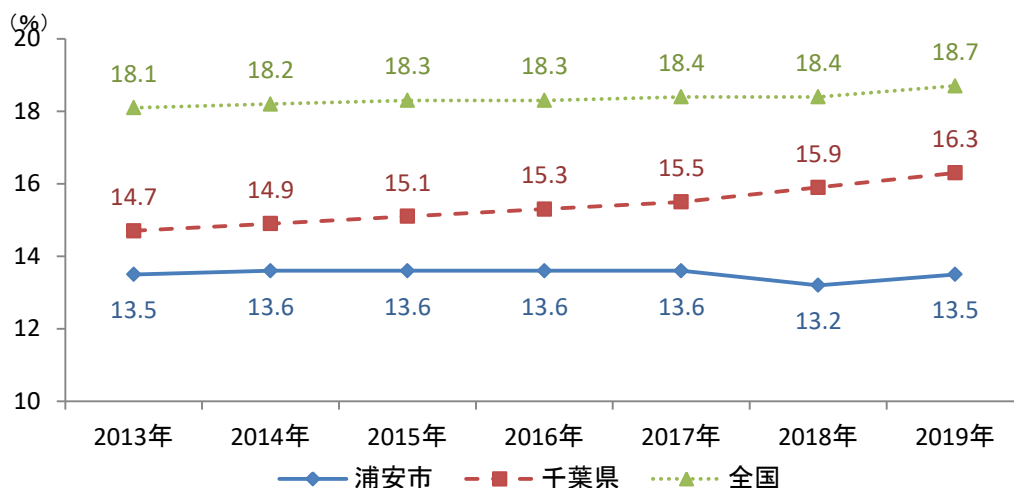
要支援・要介護認定者数は2019年には3,922人となっており、介護度別にみると、要支援1の増加が目立っています。

第1号被保険者に占める浦安市の認定率は2019年が13.5%で、ほぼ横ばいに推移しています。一方、千葉県は増加傾向にあり、浦安市よりも全国の水準に近づきつつあります。

＜浦安市の要支援・要介護認定者数の推移＞



＜浦安市の要支援・要介護認定率の推移＞

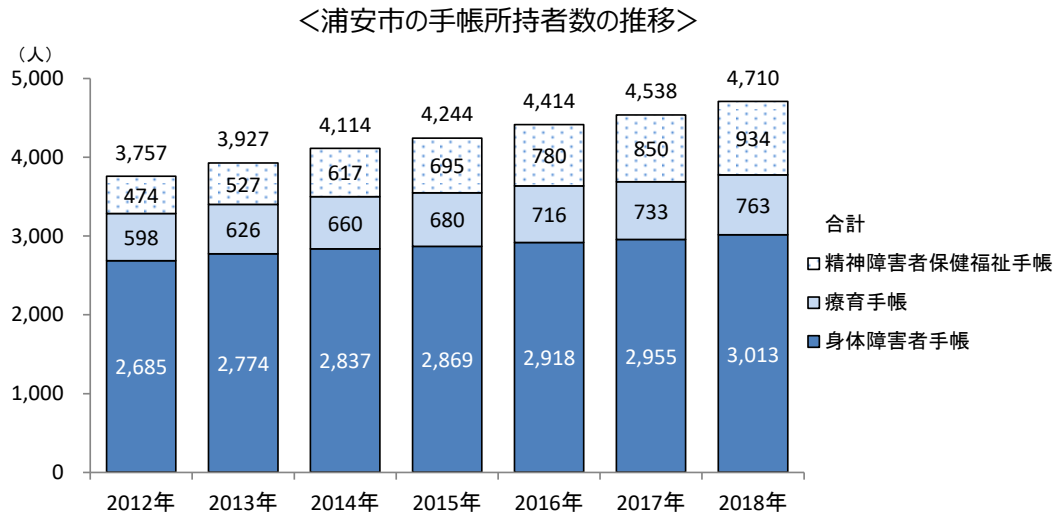


資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告

(4) 障がい者を取り巻く状況

① 各障害者手帳所持者数の状況

障がい者の状況を手帳所持者数で見ると、いずれの手帳所持者も増加傾向となっています。特に精神障害者保健福祉手帳の所持者は2018年には934人となり、2012年の2倍近くとなっています。

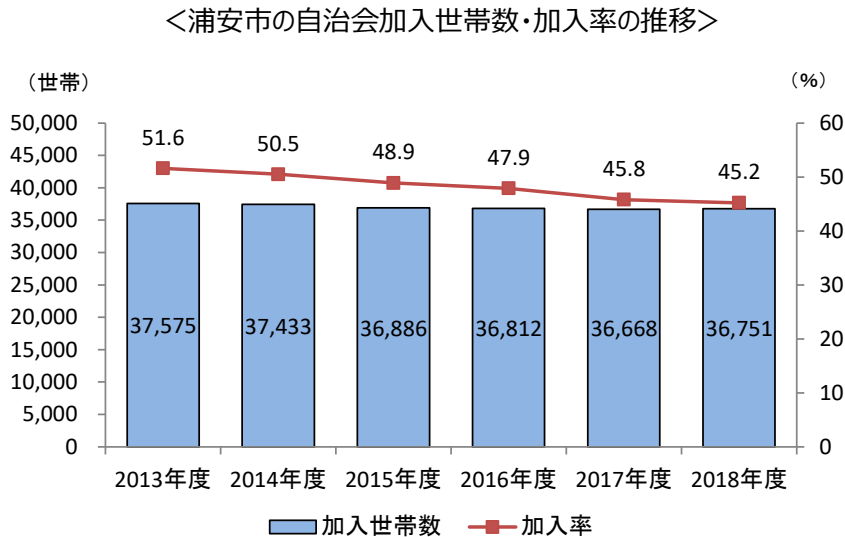


資料：浦安市障がい福祉課資料 各年3月31日現在

(5) 地域活動等の状況

① 自治会加入世帯数・加入率の状況

自治会加入世帯数及び加入率は減少傾向にあり、2015年度には加入率が半数を下回りました。

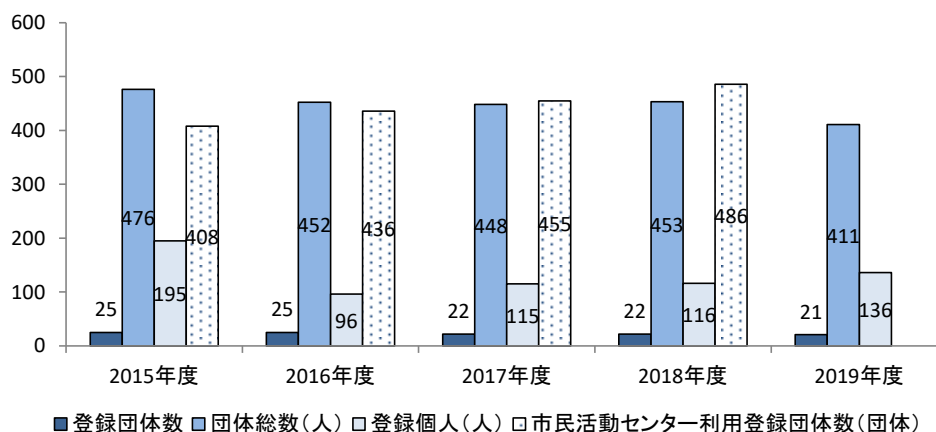


資料：地域振興資料 (各年4月1日現在)

② ボランティア登録者数（個人・団体）と登録団体数の状況

ボランティア登録団体数と団体登録者総人数は減少傾向となっていますが、個人での登録者は2016年度より微増しています。

＜浦安市のボランティア登録者数（個人・団体）と登録団体数＞

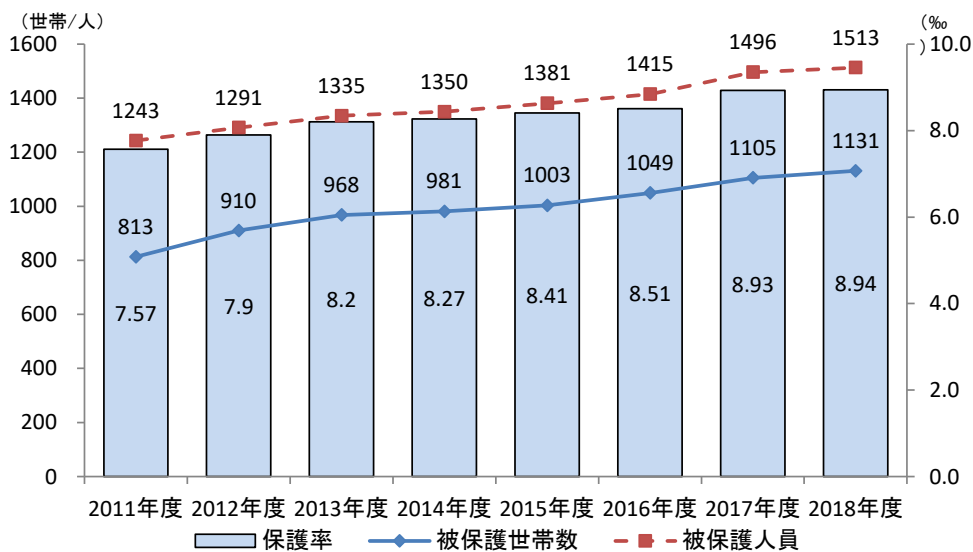


資料：日報ボランティア推移表より抜粋（各年4月1日現在）

（6）生活困窮の状況

生活保護の受給者、世帯数は増加傾向にあり、被保護世帯数は2015年度に1,000世帯を超えています。

＜浦安市の被保護世帯数、被保護人員、保護率の推移＞



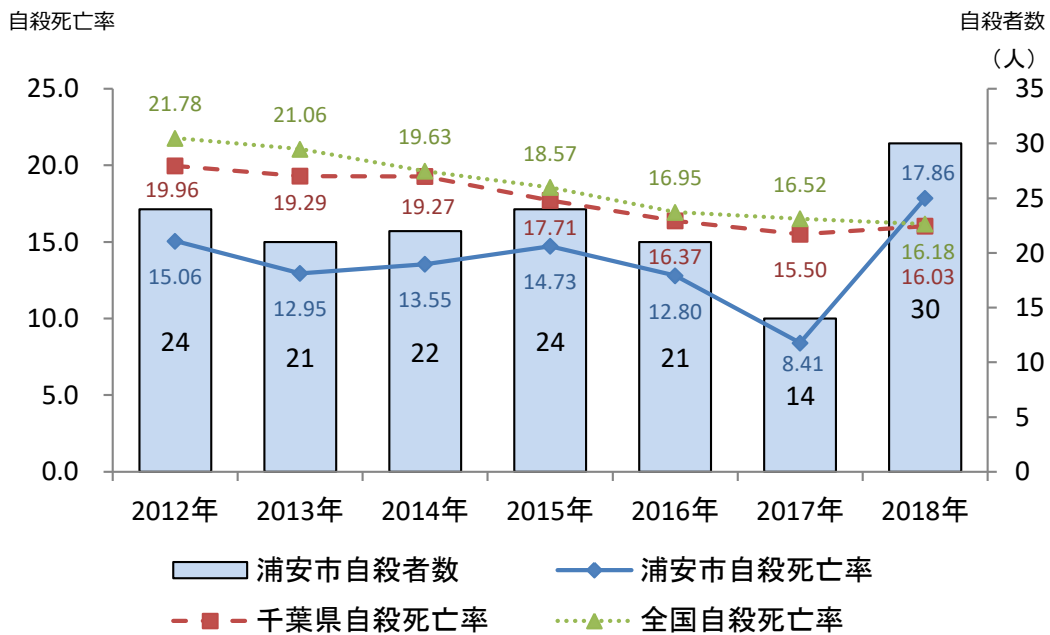
資料：浦安市社会福祉課 生活保護法による扶助別状況（各年度月平均）

(7) 自殺をめぐる状況

① 自殺者数及び自殺死亡率

浦安市の自殺死亡者数は近年、20人前後で推移し、自殺死亡率は千葉県や全国よりも低い傾向にあります。また、千葉県および全国の自殺死亡率は低下の傾向にあります。

<浦安市の自殺者数及び自殺死亡率の推移>



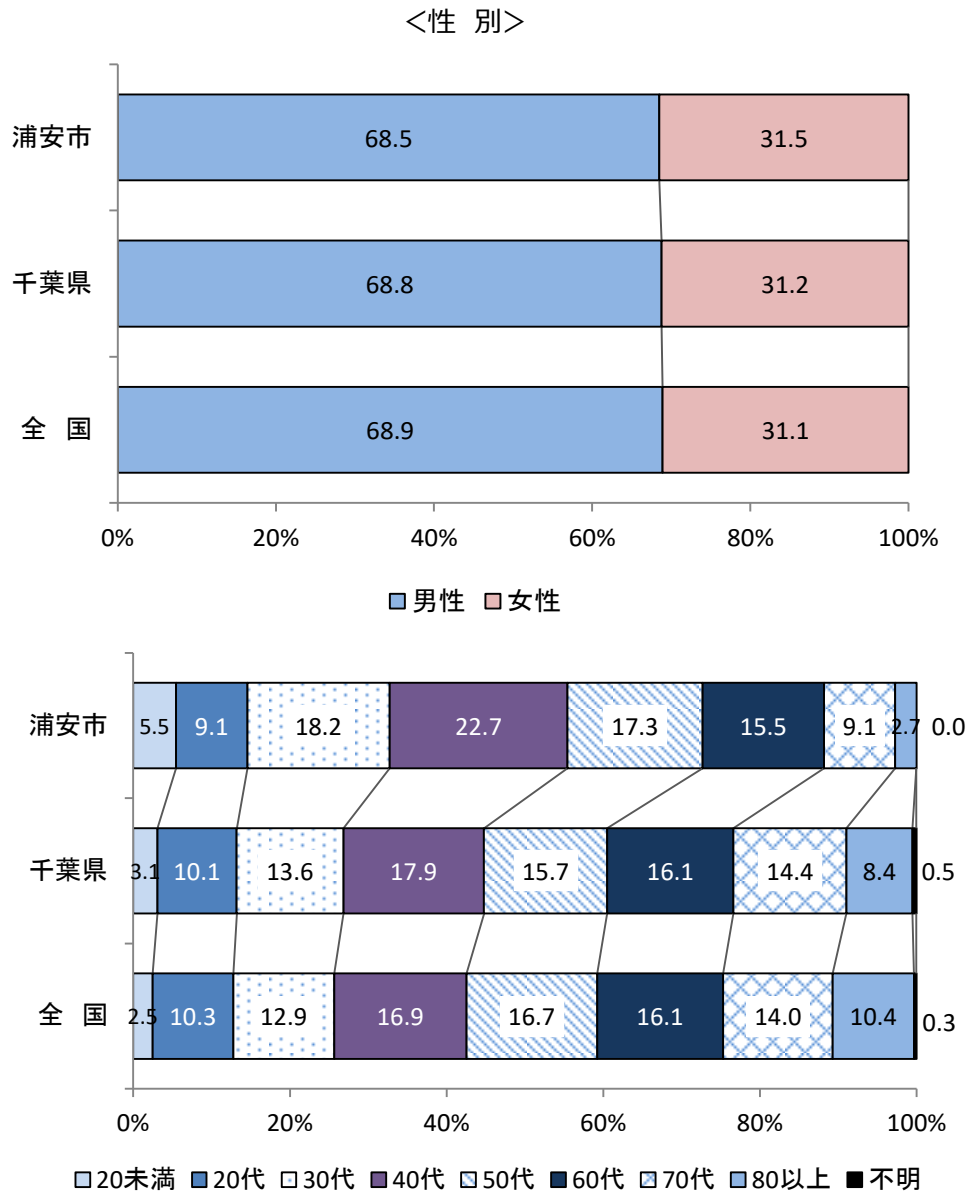
* 自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数

		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
浦安市	自殺者数	24	21	22	24	21	14	30
	自殺死亡率	15.06	12.95	13.55	14.73	12.80	8.41	17.86
千葉県	自殺者数	1,227	1,204	1,204	1,162	1,026	974	1,010
	自殺死亡率	19.96	19.29	19.27	17.71	16.37	15.50	16.03
全国	自殺者数	27,589	27,041	25,218	23,806	21,703	21,127	20,668
	自殺死亡率	21.78	21.06	19.63	18.57	16.95	16.52	16.18

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）各年

②性別及び年代別自殺者割合（2014年～2018年の合計）

浦安市の自殺死亡者を性別で見ると、千葉県や全国とほとんど同じ割合となっています。年代別では40代が全体の2割を超えています。また、20歳未満や30代も千葉県や全国と比べて高い割合となっています。



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）H26～H30の合計

3 うらやす地域福祉活動計画Ⅲの達成状況について

「うらやす地域福祉活動計画Ⅲ」において、第4次計画策定の際特に重視すべき項目について、各施策の達成状況を以下の基準で評価しました。

【地域】達成状況評価

- A できている
- B おおよそできている
- C 少しできている
- D あまりできていない
- E できていない

【社協】達成状況評価

- A できている（達成率 100%）
- B おおよそできている（達成率 80～99%）
- C 少しできている（達成率 51～79%）
- D あまりできていない（達成率 1～50%）
- E できていない（達成率 0%）

基本目標 1 お互いを理解し支えあう人づくり

(1) 地域の一員としての意識を育む取り組み			評価
地域で交流を深めるきっかけづくり	地域	隣近所や登下校中の子どもたちとのコミュニケーションを図りましょう。	B
	社協	あいさつ運動の啓発、地域交流活動の普及・促進、広報の支援。	C
支援を必要とする人の理解促進	地域	福祉に関する学習会や認知症の講座などに参加し、理解を深めましょう。	B
	社協	住民や活動者に対し、障がいを理解するための学習の機会提供。	C
福祉教育の推進	地域	学校や職場、地域で実施する福祉体験、ボランティア活動に参加しましょう。	B
	社協	学生や家族ぐるみで取り組める体験イベントの拡充。	C

基本目標2 生きがいと交流の場づくり

(1) 気持ちを支える生きがいの場づくり			評価
心の支えとなる場づくり	地域	地域活動の情報を近隣で共有し、誘い合って活動へ参加・協力しましょう。	B
	社協	一人でも気兼ねなく参加できる居場所を企画・運営。	B
自分らしさを活かせる場の提供	地域	自分の趣味や特技などできることを活かし、活動へ参加しましょう。	B
	社協	特技など、役割をもって誰でも参加できる場を提供。	B

(3) 地域拠点の充実

いつでも安心して立ち寄れる場づくり	地域	地域の居場所を利用しましょう。	B
	社協	専門職が常駐する居場所の整備、認知症家族支援や地域交流推進。	B
相談支援体制の充実	地域	地域の相談窓口を利用し、必要なときは専門相談を利用しましょう。	C
	社協	援助が必要な人に対し、専門機関と調整し相談支援を実施。	B

基本目標3 人と場をつなぐしくみづくり

(1) 支部社協による地域の支え合い

支部社協の基盤強化・活動支援	地域	支部社協事業の広報・PRに協力しましょう。	C
	社協	支部社協活動運営、及び専門職を交えた地域会議実施を支援。	C
支部社協で活動する担い手の育成	地域	地域の活動に興味を持ち、支部社協活動の運営に協力しましょう。	B
	社協	研修会などによる意識の向上、活動しやすい役割分担の調整。	C

(2) 団体活動の支援と組織間のつながりづくり

地域団体の活動支援	地域	団体が担える活動の拡充や、団体同士の連携を図りましょう。	B
	社協	団体の担い手確保や育成につながる研修会を実施し、運営を支援。	C
団体や組織間のネットワーク強化	地域	団体同士の交流の場に積極的に参加しましょう。	B
	社協	活動団体と連携し地域の問題解決に取り組む支援体制の整備。	C

(3) 日々の暮らしを支えるしくみづくり

			評価
日常生活を支え孤立を防止する取り組み	地域	近隣の高齢者などに定期的に声をかけ、活動に誘いましょう。	B
	社協	日常生活の困りごとに対応するサポート体制の整備。	B
地域で見守る子育て支援	地域	子育て情報の収集・提供、サロンへ参加・協力しましょう。	B
	社協	子育て情報の提供や、サロン活動などのサポート体制の充実。	B
障がいのある人に対する地域の支援	地域	まちで困っている人を見かけたら声をかけ、手助けをしましょう。	C
	社協	障がいのある人の理解を深める啓発活動実施、住民意識の向上推進。	C
高齢者の健康寿命を延ばす取り組み	地域	健康に対する意識を高め、講座などへ積極的に参加しましょう。	B
	社協	健康寿命を延ばす取り組みや介護予防の推進、終活事業の実施。	A

(5) 災害時に備えた体制づくり

日常のつながりを活かした取り組み	地域	日頃から地域で声をかけ合い、お互いを知るようにしましょう。	B
	社協	災害時要援護者となりうる人の把握・支援対策、情報収集を推進。	B
災害ボランティアセンターの運営	地域	災害時には支援ボランティアとして復興・復旧活動に協力しましょう。	C
	社協	災害ボランティアセンターの体制整備。	B

第3章 計画の内容

1 地域の将来像

いつまでも住み続けたいと思える地域

身近な地域における福祉活動として、全ての方が住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活できるよう、活動に取り組みます。

2 計画の基本理念

みんなでつくる、だれもが安心していきいきと暮らせるまち

市民一人ひとりが、共に支え合い、互いの人権を尊重し、安心して生き生きと暮らし続けられる地域づくりを目指します。

3 計画の基本目標

基本目標 1 お互いを理解し支え合う

個人の価値観やライフスタイルの変化・多様化により、核家族化が進行し、地域のつながりは希薄化していると言われています。また、地域福祉を取り巻く環境の変化により、地域における生活課題・福祉課題は多様化・複雑化しており、このような課題を解決するためには、地域での支え合いが大切です。

そして、地域での支え合いを推進するうえでは、その基盤となる人間関係が希薄にならないよう、お互いを理解し、ご近所・地域のつながりを意識できるような機会の確保が重要です。

基本目標 2 地域で丸ごとつながる

「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと連携して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があります。

そのためには、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みを作っていくとともに、地域づくりの取り組みの支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要があります。

4 施策の体系

地域の将来像

基本理念

基本目標

具体的方向性

いつまでも住み続けたいと思える地域

みんなで作る、だれもが安心していきいきと暮らせるまち

基本目標1 お互いを理解し支え合う

- (1) 地域の一員として意識を持つ
 - ・ 地域についての理解を深めることへの支援
 - ・ 様々な媒体を活用した情報発信
- (2) 誰もが参加出来る地域
 - ・ ボランティア活動のきっかけづくり
 - ・ ボランティア活動をするための環境づくり
- (3) 権利擁護の意識醸成
 - ・ 福祉への理解促進
 - ・ 福祉教育の推進

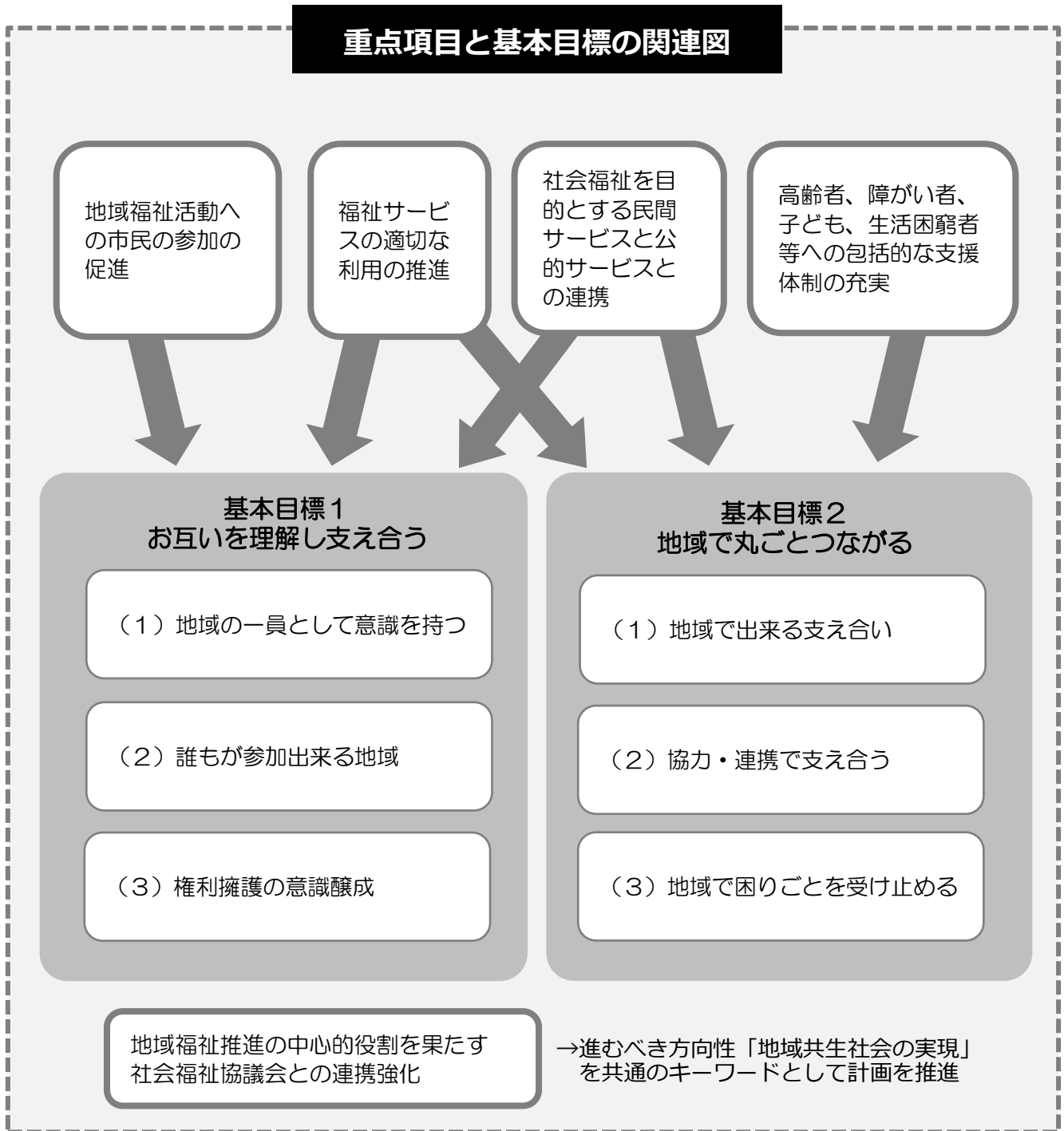
基本目標2 地域で丸ごとつながる

- (1) 地域で出来る支え合い
 - ・ 地域におけるコミュニケーションの活性化
 - ・ 地域のつながりづくり
- (2) 協力・連携で支え合う
 - ・ 困りごとを抱えている人の手助け
 - ・ 他団体等との連携のコーディネート
- (3) 地域で困りごとを受け止める
 - ・ 課題解決のための連携強化
 - ・ 身近なところで支え合える相談体制づくり

5 重点的取組（第3次浦安市地域福祉計画との連携）

活動計画は、市の地域福祉計画との整合を図り、策定しています。地域福祉計画では、国が示している取り組むべき5つの項目を重点項目としてとらえることとします。

以降は、地域福祉計画の重点項目に対する活動計画の取り組みです。



・ 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等への包括的な支援体制の充実

複雑化した課題を抱える人への相談支援体制や、既存の制度に位置付けられないが支援が必要ないわゆる「制度の狭間」への対応など、横断的な支援の体制の充実をはかります。

活動計画の取り組み

「基本目標2」において、様々な問題を抱える方を市民一人ひとりが他人事ではなく我が事として捉え、地域全体で支えるため、個人、団体、法人、行政等多様な主体が手を取り合う「つながりづくり」を推進していきます。

・ 福祉サービスの適切な利用の推進

福祉サービスを必要とする市民等に対し、福祉サービスに関する情報の提供、相談体制の確保、支援関係機関との連携を図り、福祉サービスの適切な利用を推進します。

活動計画の取り組み

「基本目標2」において、困り事を身近なところ（隣近所やサロン、民生委員・児童委員等）で相談でき、必要に応じ専門機関につないでいきます。
また、「基本目標1」において、あいさつ等日頃の交流を図り、一人ひとりが互いに気にかけて合う関係づくりを推進していきます。

・ 社会福祉を目的とする民間サービスと公的サービスとの連携

複雑で多様化した地域生活課題を民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援のほか、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進を図ることで、事業者と行政との連携により課題の解決を図ります。

活動計画の取り組み

「基本目標2」において、各団体、事業者、企業の専門性を活用した重層的な取組（例：社会福祉法人による「地域における公益的な取組」）を推進していきます。
また、「基本目標1」において、市民一人ひとりが担い手として参画し、地域全体で多様化する福祉課題の解決に向けて取り組んでいきます。

・地域福祉活動への市民の参加の促進

地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動へ、活動に必要な情報の提供や必要な知識、技術の習得、活動拠点の支援や、地域福祉を推進する人材の養成を推進します。

活動計画の取り組み

「基本目標1」において、福祉教育を推進し、福祉に関する意識の醸成を図るとともに、ボランティア活動に関する情報の発信等、誰もが気軽に活動しやすい体制を整えていきます。

さらに、地域への関心を高め、受け手が支え手として活躍できる場を創出し、地域の担い手を増やしていきます。

・地域福祉推進の中心的役割を果たす社会福祉協議会との連携強化

社協は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として、明確に位置付けられています。地域福祉のコーディネート役を担う社協と行政が連携強化することで、住民主体のボランティア活動や地域福祉の推進を図ります。

活動計画の取り組み

9ページの4 計画の位置づけであるように、地域福祉計画（策定事務局：市）と活動計画（策定事務局：社協）の進むべき方向性「地域共生社会の実現」を共通のキーワードとして、行政と社協、そして地域が連携して地域福祉の充実を図ります。

第4章 各施策の展開

基本目標 1 お互いを理解し支え合う

(1) 地域の一員として意識を持つ

地域についての理解を深めることへの支援

講演会や出前講座の実施、HP・SNSでの情報発信、うらやす社協だよりの発行等を通じて、地域の課題の把握・共有を進めます。

様々な媒体を活用した情報発信

広報紙や回覧、掲示板、インターネットなど、いろいろな媒体を使って、みんなに情報を届けていきます。

現状や課題

支えあいのまちづくりは、自分で努力する「自助」、地域での支えあい「互助・共助」が必要となります。

そこで、地域における支えあいとして、まず、地域や、地域に住む人々に関心を持ち、愛着を持つことが大切です。

地域に対する関心から愛着をもつことで、自分から地域にはどのようなことができるのか、どのような場面で、一役が担えるのか、その意識づくりが重要です。

施策の展開方向

誰もが住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らしていくためには、一人ひとりが地域に住む一員としての認識をもち、お互いを尊重し合うことが必要です。

そのために、まずは住民が「地域」を身近に感じられるよう、福祉活動の必要性を知ってもらうとともに、地域で支援を必要としている人に対する理解を深めるためのさまざまな取り組みや福祉教育を充実させることにより、地域全体の活性化につなげていきます。

地域住民や関連団体などが地域活動の必要性を理解し、意識を高めるとともに、何気ない行動が自然と福祉活動へとつながる地域になることを目指します。

それぞれの役割	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・近所の人とあいさつをして交流を図りましょう ・地域の広報誌をみて、地域に関心を持ってみましょう ・地域で開催している行事に興味を持ってみましょう
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域清掃・お祭り等の行事を開催し、コミュニケーションを取れるきっかけづくりを行いましょう ・住民の声を出し合える住民座談会を実施してみましょう ・広報誌、掲示板、回覧板等を活用して、地域の情報を広く伝えましょう
事業者・企業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、企業の取組みを広く理解してもらいましょう ・地域の行事に参画して様々な方とコミュニケーションを図りましょう ・福祉に関する社内勉強会を開催しましょう ・法人として自治会に加入しましょう
社協の支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育の推進のため認知症サポーター養成講座などを実施し、将来の地域福祉活動の担い手を育成 ・より身近な地域で福祉を感じてもらえるよう、ボランティアや介護予防など出前講座を実施 ・うらやす社協だよりを発行し、地域福祉活動を広める取り組みを支援する ・H P、Twitter、Facebook を活用し、よりタイムリーな情報提供を適宜実施する ・講演会（地域福祉）を実施し、必要な情報をわかりやすく届けるようにする ・住民意識を把握するためのアンケートの実施と結果のフィードバックを実施する

アンケートの主な声

マンション内や地域は挨拶のみの関係で、それ以上の深い付き合いの関係を作るきっかけが無い。
(地域活動者)



地域交流活動に偏りがあり、緊急時に地域で支えあう意識に欠けている。
(地域活動者)

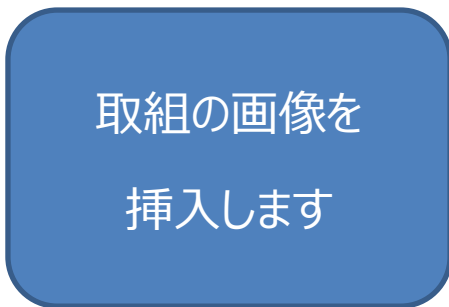
取組のスケジュール

区分	取組	R2	R3	R4	R5	R6
市民	積極的な地域情報の収集	→				
地域・団体	地域交流の場・機会の提供	→				
事業者・企業	自治会の加入、企業 PR 活動	→				
社協	広報媒体を活用した PR 活動	→				

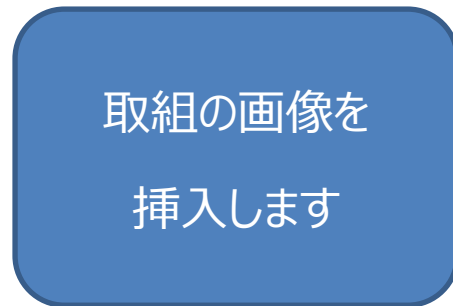
数値目標

数値指標	H30 終了時	R2	R3	R4	R5	R6
うらやす社協だよりの充実	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回

地域での実践例



福祉教育を通じた地域と学生の交流
(地域清掃)



地域福祉活動をフォーカスして紹介
(うらやす社協だよりの)

(2) 誰もが参加出来る地域

ボランティア活動のきっかけづくり

地域福祉活動を紹介し合い、活動の担い手を増やしていきます。
ボランティア活動の情報を発信し、気軽に活動に参加しやすい体制を整えます。

ボランティア活動をするための環境づくり

得意なことを活かせる場を考え、つくっていきます。

現状や課題

子どもから高齢者までの地域の人々が気軽に集える場として、社協ではふれあいサロンや子育てサロンを開催してきましたが、誰もが気軽に集える居場所がより身近にある必要があります。

より小地域において、地域に関心がなかった人が気軽に、立ち寄れる場づくりを推進する必要があります。

また、同じ境遇にある方の当事者間の共感の場の提供や社会参加できる環境づくりを行う必要があります。

施策の展開方向

地域の中で、できるだけ身近な場で、誰もが参加できるよう、地域で支援する資源をできるだけ活用しながら、居場所づくりを行っていきます。

居場所づくりを行う上で、一旦は受け手だったものから、支え手になれる場としての機能を持ち、活躍できる場を地域で創出していきます。

居場所では、交流を通して、気軽に相談ができる場としての機能も備えられるよう努めます。

それぞれの役割	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事帰りやちょっとした空き時間を活用してボランティアに参加してみましょう ・地域で行われている市民活動、ボランティア活動に体験・参加してみましょう ・地域還元型の募金（例：赤い羽根共同募金）に協力してみましょう ・知り合い、友人等を誘って地域のイベント等に参加してみましょう ・地域を散策して地域にあるさまざまな情報を発見しましょう ・特技や趣味を活かした活動をしてみましょう
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動したい方を積極的に受け入れていきましょう ・地域福祉活動を支える方を見つけましょう（例：会員組織を活動実施する人とそれを金銭などで支援する人と分ける） ・地域還元型の募金（例：赤い羽根共同募金）に協力してみましょう ・誰でも参加しやすいバリアフリーを意識した取組や受け入れを行ってみましょう
事業者・企業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域還元型の募金（例：赤い羽根共同募金）に協力してみましょう ・ボランティア休暇等の制度を整え、社員が地域で活動しやすい環境作りをしましょう ・所有している施設などを活かした地域開放型イベントを開催してみましょう ・ノウハウや専門性を活かした勉強会を開催してみましょう
社協の支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会支部やボランティア活動のPRを積極的に実施する ・地域へ還元している社協会費の拡充 ・赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金、街頭募金の実施 ・一般寄附や遺贈などの受付と効果的なファンドレイジングの実施 ・高齢者や子育て中の方が集える場としてふれあいサロンや子育てサロンを実施する ・福祉自販機、福祉ショップふくふくを活用した障がい者団体の支援 ・ボランティア体験講座（ボランティア入門講座、夏休みボランティア体験学習）の実施 ・高齢者の生きがい・健康・仲間づくりの場となる老人福祉センターの運営

アンケートの主な声



一人暮らしの方が気軽に集まれる場所、立ち寄れる場所がない。
(地域活動者)

高齢者の方たちとの交流する機会を増やしてほしい。(地域活動者)

取組のスケジュール

区分	取組	R2	R3	R4	R5	R6
市民	地域のイベントや活動に参加	→				
地域・団体	誰もが気軽に参加出来る機会の提供	→				
事業者・企業	地域活動の推奨	→	→			
社協	誰もが気軽に活動できる環境（人的物的金銭的環境）の整備	制度づくり		推奨		→

数値目標

数値指標	H30 終了時	R2	R3	R4	R5	R6
ボランティア活動保険加入者数	527	540	560	580	600	620

地域での実践例

取組の画像を
挿入します

赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金による街頭募金活動

取組の画像を
挿入します

夏休み期間を利用したボランティア体験学習（中学生から大学生が参加）

(3) 権利擁護の意識醸成

福祉への理解促進

支援を必要とする人がいることを知らせることで、支援の輪を広げていきます。

福祉教育の推進

福祉に関する学習の機会を増やします。

現状や課題

すべての人の生命と財産が守られ、安全・安心に暮らしていくことができる地域社会づくりを推進していくためにも、お互いの違いを認め合う人権意識の醸成と権利を擁護するための体制を強化し、地域全体で進めていくことが重要です。

社協では、成年後見制度の利用促進を図ることを目的として、地域連携ネットワークの中核機関となる「うらやす成年後見支援センター」を設置し、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みづくりを進めてきました。

施策の展開方向

関係機関の連携による権利擁護に加え、住民一人ひとりが人権尊重や権利擁護に対する関心を高められるよう、意識の醸成を促します。

また、後見制度が必要な人の早期発見には地域の協力が欠かせません。地域連携ネットワークの構築に向けて、市民後見人の養成講座の修了生がサロンや老人会に出向き、紙芝居などを活用してPR活動を展開していきます。

それぞれの役割	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいや認知症、LGBT、虐待についての理解を深めましょう ・虐待等の異変に気付いたときは、専門機関へ通報しましょう ・判断能力が不十分の方への支援をしましょう ・各種支援制度を有効利用しましょう ・自分を含めた誰もが持っている権利（例：基本的人権）を意識しましょう ・近所の方などお互いがどのような方であるか双方の理解を深めましょう
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいや認知症、LGBT、虐待についての理解を深めましょう ・虐待等の異変に気付いたときは、専門機関へ通報しましょう ・車イスや白杖・ブラインド体験などを行い、当事者の理解を深めましょう ・成年後見制度や認知症に関する講習会を開催しましょう ・障がいや認知症、LGBTなどのマイノリティを受け入れましょう
事業者・企業	<ul style="list-style-type: none"> ・車イスや白杖・ブラインド体験などを行い、当事者の理解を深めましょう ・障がい者雇用を積極的に行いましょう ・利用者（当事者）、地域との交流を図りましょう ・職員や社員向け研修を定期的の実施しましょう ・ボランティアの受け入れをしましょう ・労働環境の確保、法令順守に努めましょう
社協の支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進における中核機関として成年後見支援センターを運営 ・市民後見人の養成し、不足している後見人の確保を図る ・成年後見制度をPRし、成年後見制度の理解促進を図る ・高齢者が安心して生活を営むことを支援する地域包括支援センターの運営 ・こどもの安全の確保や子育て世帯が安心できる場としての児童育成クラブ、堀江つどいの広場の運営 ・うらちゃんカフェ（認知症カフェ）の実施し、認知症理解を推進する ・聴覚障がい者との意思疎通支援を行う方の育成（コミュニケーション支援事業【手話奉仕員養成講座、聞こえのサポーター講座など】） ・金銭的に困っている方へ資金貸付の実施（生活福祉資金） ・判断能力が不十分の方へ金銭管理等の支援を実施（日常生活自立支援事業（すまいる））

アンケートの主な声

加害者の人権重視ばかりが目立ち、被害者の人権が守られにくい社会になってはいけません。(当事者団体)



専門職でなくとも、認知症サポーターの養成講座をもっと増やし、地域ぐるみでフォローする体制づくりが必要。(地域活動者)

取組のスケジュール

区分	取組	R2	R3	R4	R5	R6
市民 地域・団体	障壁や異変に気付ける目を養う	→				
事業者・企業	定期的な研修の実施	→				
社協	・成年後見支援センターの実施	→				
	・幅広い世代に配慮した権利擁護の実践	→				

数値目標

数値指標	H30 終了時	R2	R3	R4	R5	R6
福祉体験教室実施校の増加	13 (校)	14	15	16	17	17
市民後見人養成修了者数の増加	16 (人)	22	26	26	31	31

地域での実践例

取組の画像を
挿入します

成年後見サポーターズによる
後見制度の啓発

取組の画像を
挿入します

学校での福祉体験教室

基本目標2 地域で丸ごとつながる

(1) 地域で出来る支え合い

地域におけるコミュニケーションの活性化

ご近所や地域の中で困りごとを抱えている人の情報を把握・共有するよう努め、地域での支え合いにつなげます。

地域のつながりづくり

子どもから大人まで積極的に声をかけ合い、顔見知りの関係を広げます。

現状や課題

人間関係を築くうえで最も大切なものはコミュニケーションです。地域コミュニティの希薄化が進む中、日頃から住民同士のあいさつや会話を心がけ、いざという時にご近所や地域の人のお助けが得られるような関係性・つながりをつくりことが重要です。

地域コミュニティの変化は、災害などの緊急時における支援体制などへの影響も懸念され、住民の共助意識づくりなど、社会の変化に応じたコミュニティづくりが課題としてあげられます。

施策の展開方向

日頃の会話を通して、ご近所や地域の中で困りごとを抱えている人の存在や、支援に必要な情報を把握・共有できる地域づくりを進めていきます。

社協では、地域住民の気持ちに寄り添い、思いを形にするコーディネート力、地域の生活課題を受けとめ、解決に向けた相談対応力をもつ職員の育成とスキルの向上を図ります。

それぞれの役割	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・向こう三軒両隣の関係づくりを心掛けましょう ・隣近所で困っている方の手助けをしましょう ・地域で行われている各種サロンなどに参加・協力しましょう ・日頃から近所の方や友人などと情報交換をしましょう ・ボランティアセンターやファミリー・サポート・センターに担い手として登録しましょう ・災害に備えた食料などの備蓄をしましょう（例：ローリングストック方式による備蓄） ・自主防災組織や市で行う防災訓練へ積極的に参加しましょう
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員による支援活動に協力しましょう ・社会福祉協議会支部活動に協力しましょう ・自治会や老人クラブの会員間での支え合いを心掛けましょう ・地域で行われる会議への参加要請があった場合は積極的に参加しましょう ・子育てに悩む方へ主任児童委員と連携しながら必要な情報を提供するようにしましょう ・当事者同士（ピアサポート）で情報交換をして支え合いましょう ・防災訓練を企画・運営協力しましょう
事業者・企業	<ul style="list-style-type: none"> ・CSR・CSVの充実、推進をしましょう ・SDGsの推進をしましょう ・職場内で生活の困り事の相談を受けられる風土づくりをしましょう ・地域清掃など地域貢献活動をしましょう ・地域イベントの活性化のための参画をしましょう（例：企業として協賛） ・地域で行われている各種会議に積極的に参加しましょう
社協の支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会支部活動の充実と推進のため事務局を運営する ・地域の取組を活用して重層的な取組を生み出す生活支援コーディネーターの配置 ・ボランティアをしたい方とお願いしたい方をつなぐボランティアセンターの運営 ・災害時における共助のしくみづくりを進めるための常設型災害ボランティアセンターの運営 ・地域で子育てを支え合うファミリー・サポート・センターの運営 ・民生委員児童委員協議会や保護司連絡協議会、ボランティア連絡協議会の団体事務局運営と団体活動支援

アンケートの主な声

多くの老若関係なく参加・働ける場を
設けてみてはと思う。（地域活動者）

住民同士のネットワークが
とても重要。（地域活動者）



取組のスケジュール

区分	取組	R2	R3	R4	R5	R6	
市民	・災害に備えた備蓄の整備 ・身近な地域におけるボランティア活動の参加	→					→
地域・団体	地域活動への協力と参画	→					→
事業者・企業	SDGs の推進	→					→
社協	地域活動の基盤整備	→					→

数値目標

数値指標	H30 終了時	R2	R3	R4	R5	R6
ボランティアセンターの登録者数の増加	607 (人)	630	650	670	690	710
防災講演会の実施	2 (回)	2	2	2	2	2

地域での実践例

取組の画像を
挿入します

地域の高齢者が集うふれあいサロン
(社会福祉協議会支部活動)

取組の画像を
挿入します

子育て中の方が情報交換等で集う
子育てサロン
(社会福祉協議会支部)

(2) 協力・連携で支え合う

困りごとを抱えている人の手助け

声かけやごみ出し、買い物の手伝いなど、地域で困りごとを抱えている人の手助けを積極的に行うように努めます。

他団体等との連携のコーディネート

市民活動団体同士や企業及び行政との連携にかかるコーディネートを行います。

現状や課題

浦安市では、市民活動団体やボランティア団体、個人などが様々な福祉活動を行っています。地域福祉活動の推進に向けては、相互の連携・協力により、福祉活動を量的、質的に充実させていく必要があります。

そのためには、日頃からの関係づくりをすすめ、福祉活動を行っている個人や団体、各種法人が有機的につながり、行政も含めた相互協力により地域福祉を推進することが重要です。

施策の展開方向

ゴミ出しや外出の付き添い、高齢者世帯の抱える日常生活の小さな困りごとなどを「おたがいさま」で助け合えるような地域づくりを進めていきます。

また、行政、関係機関、NPO、地域活動団体等が協力又は連携し、地域全体でお互いを支えることができるよう意識啓発を図ります。

それぞれの役割	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関前や隣近所でゴミ拾いをしましょう ・集積所までゴミを運び出せない方へのお手伝いをしましょう ・子育て情報の共有や助けあえるママ友やパパ友を作りましょう ・自治会、PTA、老人クラブ、ボランティアグループに加入しましょう
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・社協、行政を有効活用しましょう ・地域包括支援センター、子育て支援センターを活用しましょう ・地域で行われる会議へ参加して顔の見える関係づくりをしましょう ・自団体で出来ない（苦手な）ところを得意とする団体と協力して幅広い活動をしましょう ・災害時における個別支援計画の作成を進めましょう
事業者・企業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における公益的な取組の推進をしましょう（例：自施設の地域開放） ・職能団体間で専門性を活かした事業展開を検討・実施しましょう ・ボランティアセンターを有効活用しましょう
社協の支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターと市民活動センターの連携を深める ・災害ボランティアセンターと浦安青年会議所の連携を深める ・自治会・老人クラブ等とのジョイント事業を検討・実施する ・団体間をつなげる取組（情報交換会等）を実施する ・地域における公益的な取組みの支援 ・生活支援コーディネーターによる新たな社会資源の開発 ・生活のちょっとした困りごとを解決するための共助型生活支援サービス創出

アンケートの主な声

何か問題や解決したいことがあった時に、行政の対応部門が縦割りで分かれていて困った。
(地域活動者)



領域断で支援チームを作る相談が増えており、一人の「人」を介して連携の実践を積み上げる必要がある。(福祉事業者)

取組のスケジュール

区分	取組	R2	R3	R4	R5	R6
市民	手助けが必要な方の情報収集・情報共有・実施の検討	→				
地域・団体	他団体との連携強化	→				
事業者・企業	地域における公益的な取組の推進・実施	→				
社協	各種機関・団体との連携強化	→				

数値目標

数値指標	H30 終了時	R2	R3	R4	R5	R6
生活支援コーディネーターによる居場所や生活支援サービスの創出数	0 (取組)	3	4	5	6	7

地域での実践例

取組の画像を
挿入します

地域の高齢者の集うスペースの提供
(うらやす和楽苑 移動ぽっかぽか)

取組の画像を
挿入します

全年齢型の集えるスペースの提供
(美浜西エステート あんどスペース)

(3) 地域で困りごとを受け止める

課題解決のための連携強化

多様化、複雑化する福祉課題に対し、様々な団体や機関が連携して取り組んでいきます。

身近なところで支え合える相談体制づくり

相談者の状況に応じて幅広くニーズに対応できるよう、身近な相談窓口から専門相談機関まで、相談体制を整えます。

現状や課題

地域を見てみると、困りごと、悩み、不安を抱えている方々がたくさんいます。さらに、子どもからお年寄りまでさまざまな心配ごとを抱えている方々が増えてきています。

地域の困りごとが多様化している中で、市民一人ひとりが他人事ではなく我が事として捉え、受け手であったものが支え手になり、誰もが活躍ができる地域の力で支えあえる仕組みを構築していく必要があります。

施策の展開方向

地域には多種多様な課題が存在しますが、公的なサービスだけでは全て解決はできません。また、一人ですることにも限りがあります。市民一人ひとりが、自分たちが住んでいる地域の生活・福祉課題や困りごとを自分たち自身の問題と受け止め、解決に向けて検討していけるよう、意識づくりを進めていきます。

地域で困っている人の問題が深刻化する前に、身近な地域で早期に発見し、自治会、団体、専門機関、民生委員・児童委員等と共有・検討を図り、解決に向け、地域の助け合いや相談支援機関につなぐことができる体制を構築していきます。

それぞれの役割	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・道に迷っている人や街で困っている方へ声をかけましょう ・横断歩道を渡りきれない人のお手伝いをしましょう ・日頃から周囲に目を配り、困っている人がいないか気にしてみましょう
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ちょっとした困りごとを社会福祉協議会支部や民生委員・児童委員をはじめ、自団体で一義的に受け止めて、専門機関へとつなぎましょう ・お助け隊等を結成して地域で支え合いましょう
事業者・企業	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に関する苦情を苦情処理するだけでなく、市相談窓口等に情報提供して、多角的な解決方法を検討しましょう
社協の支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・ちょっとした相談ができる地域拠点ぽかぽかの運営 ・地域包括支援センターによる高齢者総合相談窓口の開設 ・地域の困りごとを総合的に解決するコミュニティソーシャルワーカーの配置の検討・実施 ・ボランティアセンターでのよろず相談の受付を実施

アンケートの主な声

電球の取り換え等ちょっとしたことをやってくれる人を探したい。(地域活動者)

何らかのサポートを必要とされる方、それを手伝える方がいたとしたら、両者を上手にマッチング出来たらいいのでは。(地域活動者)



取組のスケジュール		R2	R3	R4	R5	R6
市民	お互いで補い合う取組の実施	→				
地域・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・自団体で解決できるか検討する ・ちょっとしたこと困りごとを受け止めて、 	→				
事業者・企業	必要に応じて専門機関へつなぐパイプ役を担う	→				
社協	身近な地域で相談が受けられる体制の整備	→				

数値目標						
数値指標	H30 終了時	R2	R3	R4	R5	R6
地域拠点ぽっかぽかの相談件数	56 (件)	80	100	120	140	160
千葉県コミュニティソーシャルワーカー育成研修 (専門研修) 修了者数の増加	12 (人)	14	15	16	17	18

地域での実践例

取組の画像を
挿入します

老人クラブによるお助け隊
(美浜 16 サロンの会)

取組の画像を
挿入します

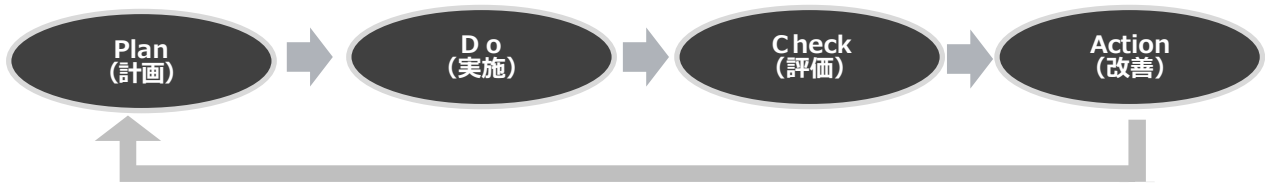
日頃のちょっとした困りごとでも話せる場
(地域拠点 ぽっかぽか)

第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、各年度において実施状況を把握、点検し、PDCAサイクルを確実にを行い、計画の着実な推進をめざしていきます。



なお、計画の点検・見直しについては以下のスケジュールで実施をし、計画の実現を図ります。

点検・見直しの内容	R2	R3	R4	R5	R6
年次評価	○	○		○	
計画の見直し	○	○	○	○	
中間評価			○		
最終評価					○

2 地域との連携

(1) 地域との連携体制の構築

本計画の推進に当たっては、地域の協力体制が不可欠です。

地域福祉に関わる団体等と連携を図るとともに、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進していきます。

また、年1回「計画進捗評価委員会」（仮称）を実施し、計画の進捗状況を把握・点検するとともに、相互の情報交換、連絡調整を行い、地域との連携体制を築きます。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

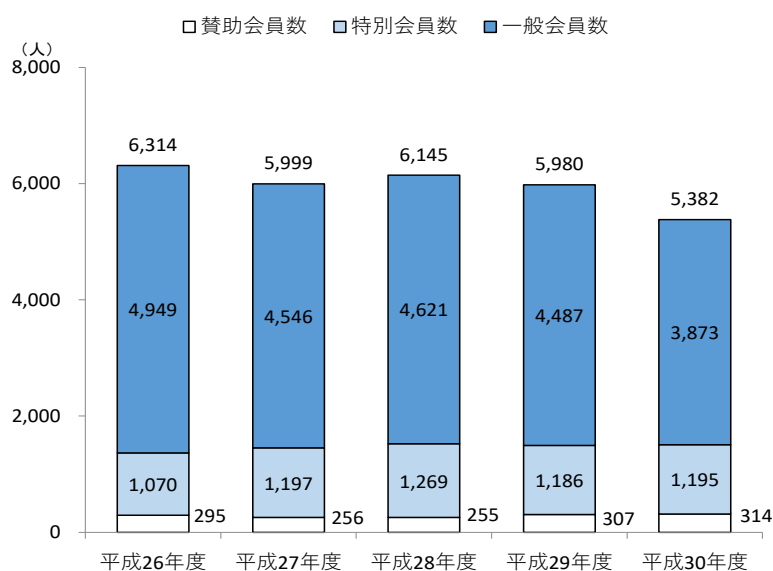
本計画の策定及び変更については、社協ホームページや概要版の作成・配布等により、広く市民に周知していきます。

資料編

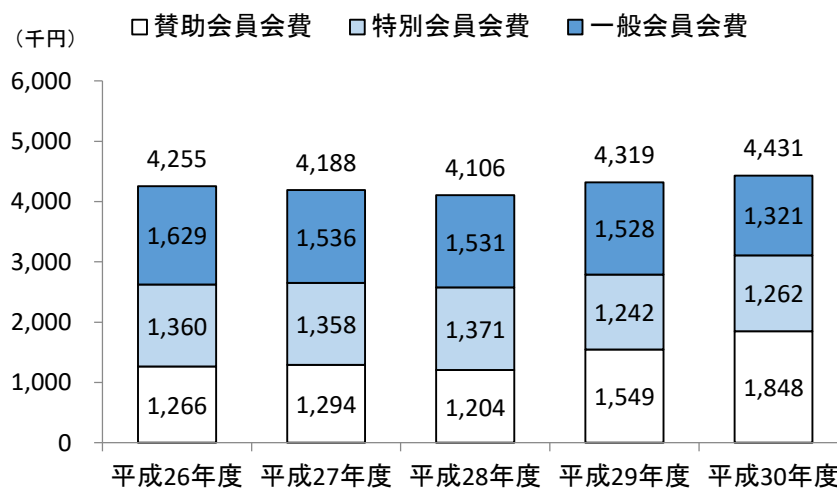
1 浦安社協の現状と課題

(1) 会員と会費

<会員数の推移>



<会費の推移>

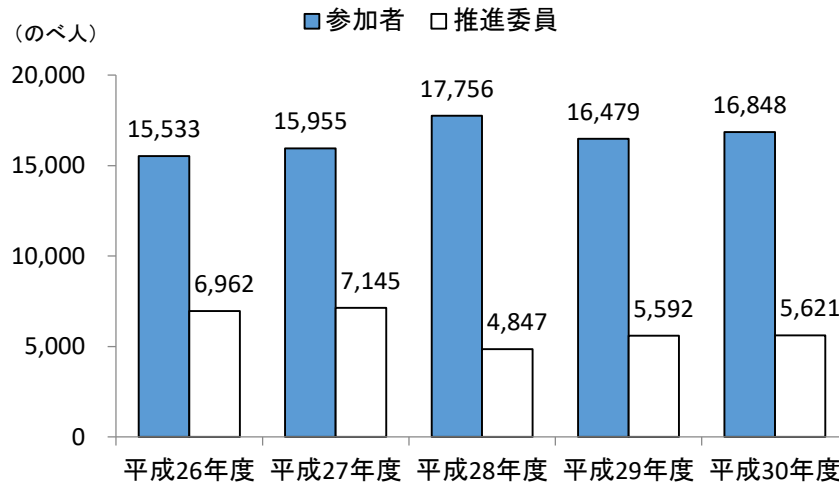


会員数は平成30年度に一般会員数が大きく減少しました。一方、会費は協賛会員の金額が増加し、全体では増加傾向となっています。

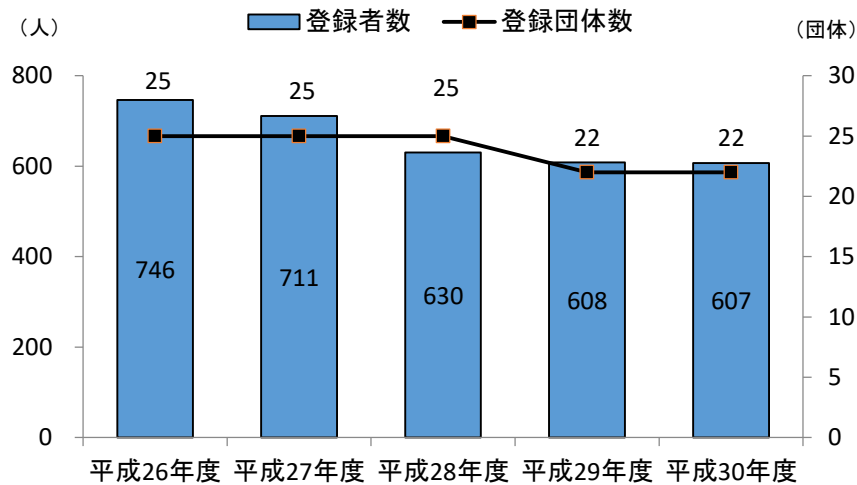
今後は一般会員の確保が課題となります。

(2) 社協の主な事業活動データ

＜支部社協推進委員の推移＞



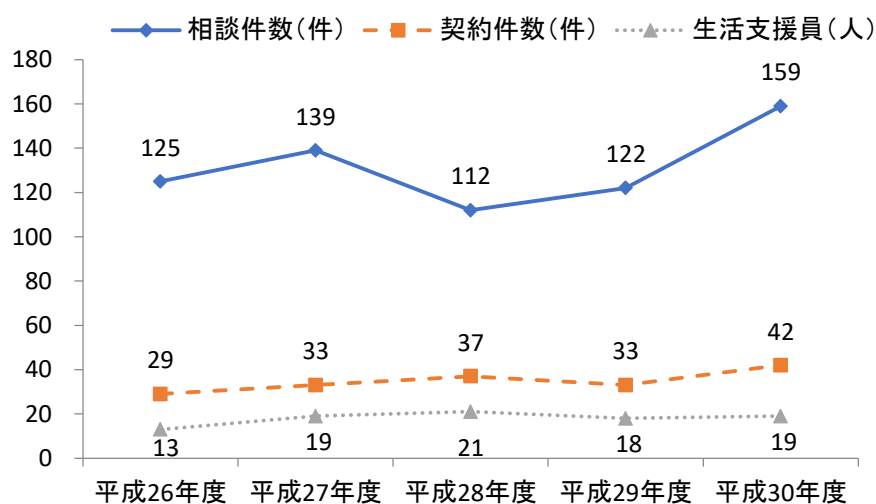
＜ボランティアセンター登録者及び団体数の推移＞



平成28年以降の支部社協事業のべ参加者数は高い水準にありますが、推進委員のべ参加者数は逆に少なくなっています。

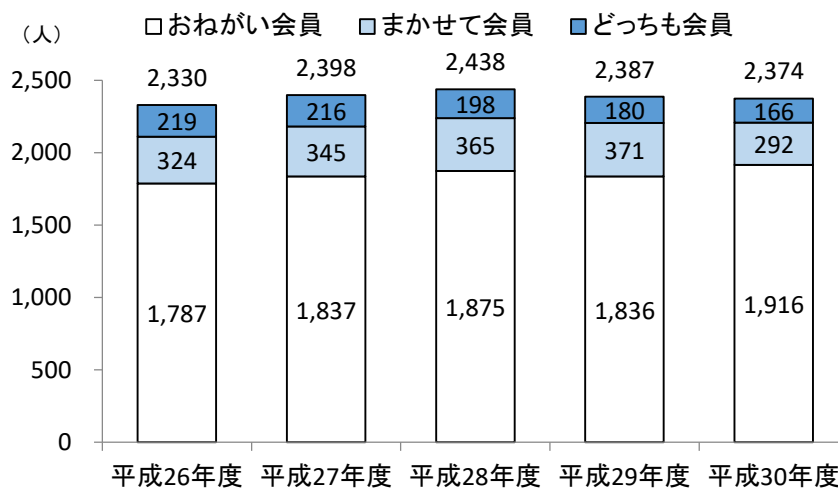
ボランティアに関しては登録者数、団体数ともに減少傾向となっています。

＜福祉サービス利用援助事業の推移＞



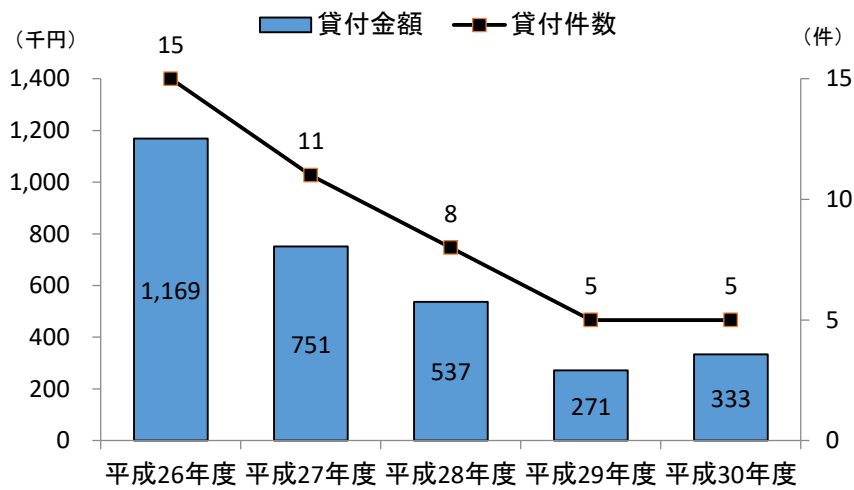
相談件数および契約件数は増加の傾向にあり、特に平成30年度の相談件数は大きく伸びています。相談件数に見合った支援員の数と質の整備が必要となります。

＜ファミリー・サポート・センター登録者の推移＞



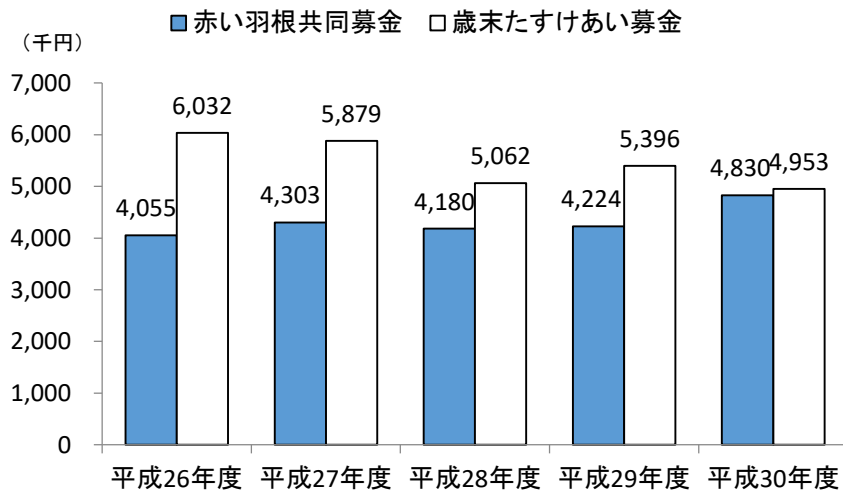
ファミリー・サポート・センター登録者数の合計は横ばいで推移しています。内訳をみると、平成30年度は以前に比べて「まかせて会員」と「どっちも会員」が少なく、「おねがい会員」が多くなっています。

＜資金の貸付状況の推移＞



市社協単独福祉資金貸付の件数および金額は減少傾向にあり、平成30年度は平成26年度の3分の1未満となっています

＜赤い羽根共同募金および歳末たすけあい募金の推移＞



赤い羽根共同募金はやや増加の傾向にありますが、歳末たすけあい募金は減少傾向にあり、両者の金額の差は僅かとなっています。

2 用語集

用語	解説
あ行	
アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも相談窓口等を訪れることができない個人や家族に対し、家庭や学校、地域の集まりの場等に支援者が出向き、関係づくりを行いながら、支援につながるよう積極的に働きかける取組です。
赤い羽根共同募金	毎年10月1日～3月31日、住民同士のたすけあいを基本とし、地域のささえあい活動を推進するための募金として実施しています。浦安市では事務局を社協が担っています。活用例として、地域拠点であるぽっかぽかの運営費、ひとり暮らし高齢者への食事サービスの提供、市内福祉団体への活動助成等です。また、大規模災害時の災害ボランティア活動支援として災害等準備金にもなります。
遺贈	遺言によって、遺産の一部または全部を特定の個人や団体（受遺者）に贈与することです。遺言がないと、通常故人の遺産は法定相続人が相続して引き継ぐこととなりますが、生前に遺言を作成しておけば、法定相続人以外の第三者（個人や団体）にも財産を遺すことが可能です。自分で選んだ相手に遺したい財産を引き継ぐことができるのが、遺贈による寄付です。
うらやす社協だより	年4回（4月、7月、10月、1月）社会福祉協議会から発行している広報紙です。
浦安青年会議所（JC）	20歳から40歳までの品格ある青年が入会でき、「奉仕・修練・友情」の三つの信条のもと、明るい豊かな社会づくりを目指して活動しています。各種ボランティアやまちづくりにはじまり、行政改革や地方分権などの社会的課題にも積極的に取り組んでいます。

うらやす成年後見支援センター	成年後見制度の利用促進を図るため、令和元年7月より中核機関として設置しました。成年後見制度の利用支援、法人後見受任、相続・遺言の弁護士相談などを行っています。
SNS (Social Networking Service)	インターネット上の交流を通じて、社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのことを指します。代表的なものに「Twitter」「Facebook」「Line」等があり、社会福祉協議会でもアカウントを作成しています。
SDG s	2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。
NPO 法人 (Nonprofit Organization)	特定非営利活動促進法に基づき設立され、保健、医療または福祉活動の増進を図る活動等を通じて、公益の増進に寄与する非営利の活動法人です。
か行	
子育て支援センター	0歳から未就学児とその保護者を対象に、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報の提供を行っています。また、地域子育て支援センターとして併設している保育園もあります。
合計特殊出生率	1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子供の数を示す指標です。合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率（年齢ごとに区分された女性人口に対する出生数の比率）の合計です。
コミュニティソーシャルワーカー	地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しいしくみづくりのための調整を行う役割を持つ専門職の一つです。

さ行	
災害ボランティアセンター	災害時において、被災者の生活を支えるために活動するボランティアの調整役を担う機関です。平常時では設置されていない市町村がほとんどだが、浦安市では平成25年度より県内初の常設型災害ボランティアセンターを開設しています。
歳末たすけあい募金	毎年12月1日～31日、共同募金運動の一環として行っており、新年を迎える時期に支援を必要な方々が安心して暮らすことができるよう、地域で支え合うことを目的として実施しています。活用例として、在宅障がい児や交通遺児等への援護金、学習支援利用者への支給、独居高齢者への年賀状配布、緊急連絡先シート付きカレンダー配布、門松カード作成等です。
サロン	地域における集いの場です。高齢者や子育て世代に限定したもの、全年齢を対象とした集まりもあります。参加者同士が交流を深めることで、家に閉じこもりがちな一人暮らしの方なども地域で知り合いができ、孤立を防止する効果が期待されます。
市民活動センター	市民活動団体やこれから活動を始めようとする市民に「備品」「情報」「会議室」などを提供し、市民活動を支援している中間支援組織です。
市民後見人	社会貢献の意欲が高い一般市民の方で、養成研修を受講し成年後見に関する一定の知識・技術を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方です。
社会的孤立	「社会的孤立」は明確に定義されていません。それはどこからが孤立状態かという線引きが難しいのが理由です。一般に「家族や地域社会とほとんど接触がないという客観的な状態」を指すことが多いとされています。
社会福祉協議会（社協）	社会福祉法第109条において規定され、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間の団体です。全国、都道府県及び市町村単位で設置されています。

社会福祉協議会支部（支部社協）	市内を 11 の支部に分けて設置され、自分たちの暮らしているまちの福祉課題は自分たちで取り組むことを理念とし、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、小中学校 P T A, 青少年相談員、青少年補導員、保護司、婦人の会、老人クラブ、福祉施設や団体、個人等が集まり組織されています。主な事業は高齢者サロン、子育てサロン、外出支援バスツアー等です。
障がい者手帳	障がいのある人が取得できる手帳の総称で、「身体障がい者手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」「療育手帳」の 3 つの種類があります。手帳の取得は任意ですが、手帳を持つ人を対象とするさまざまなサービスがあり、利用することで生活の幅が広がったり、社会に参加しやすくなるというメリットがあります。いずれの手帳にも、生活における支障の程度や症状などに応じた「障がい等級」と呼ばれる区分があります。しかし、それぞれの手帳の制度ができた時期や経緯、制度を定めている法律などが異なるため、手帳ごとに申請手続きや、障がい等級の区分のしかたなどは異なります。
CSR (Corporate Social Responsibility)	「企業の社会的責任」という意味です。例えば電機メーカーが森林再生プロジェクトを行ったり、飲料メーカーが文化財の保護に協力するなど、企業が普段関わっている事業とは関係のない活動にも当てはまります。
CSV (Creating Shared Value)	「共通価値の創造」という意味です。マイケル・ポーター教授が、ハーバード・ビジネス・レビューで提唱した概念です。従来、経済効果と社会的価値の創出は相容れないものだと考えられてきましたが、その問題に対して、両者の両立、ひいてはお互いがお互いを高め合う状況を目指すのが CSV です。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方です。

生活支援コーディネーター	介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に規定され、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に福祉関連サービスの創出や団体間連携のネットワーク構築の機能）を果たす者で、地域支え合い会議で話し合われた内容を具体化するための調整等を行います。
生活福祉資金貸付制度	低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。社会福祉協議会が窓口となっています。
成年後見サポーターズ	市民後見人の養成講座の修了生からなる組織で、紙芝居等を活用して成年後見制度の P R 等を行っています。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方々に対して、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議等支援をする制度です。
た行	
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。
地域拠点ぽっかぽか	地域の交流スペースとして、様々なサロンの開催や相談窓口を設置しています。市内 3 か所（堀江フラワー通り沿い、富岡・高洲公民館内）に設置しています。社協が運営しています。
地域ケア会議	介護保険法第 115 条の 48 に規定され、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的としている。会議範囲は、市全域（地域包括ケア評価会議）、日常生活圏域（ともづなネットワークづくり会議）、個別（個別ケース会議、自立支援会議）となっています。

地域支え合い会議	介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に規定され、多様な団体（自治会、老人クラブ、NPO、支部社協、民生委員・児童委員、企業等）による情報共有及び連携による資源開発等を推進する会議体です。設置主体は市で、市全域（第 1 層）、日常生活圏域（第 2 層）からなり、浦安市では、第 2 層のみ設置しています。生活支援コーディネーターの組織的補完機能を持っています。
地域包括支援センター	高齢者の介護・介護予防などに、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門職が連携し、相談（電話・訪問・窓口面接）、調整等を行う総合窓口として設置され、市内 5 か所と 1 か所の支所があります。浦安市では、「ともづな」が愛称です。
地域における公益的な取組	すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉法第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動を行うことです。
地域連携ネットワーク	権利擁護支援の必要な人の発見・支援、相談対応体制の整備、意思決定支援・身上監護を重視した成年後見制度の運用支援体制が主な役割で、市担当課や地域包括支援センター等多様な関係機関・団体からなる権利擁護に関するネットワークです。
な行	
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用について援助等を行うものです。主に金銭管理、サービスの調整を行います。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る地域の応援者です。

は行	
白杖	視覚障がいのある方が歩行するときに使う杖です。白杖の主な役割は、①安全の確保（前方の障がい物や危険の防御）、②歩行に必要な情報の収集（段差や歩道の切れ目等を認識）、③シンボル（ドライバーや他の歩行者・警察官などの注意喚起）の3つです。
8050 問題	ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題です。主に 50 代前後のひきこもりの子どもを 80 代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されています。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人（おねがい会員）、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）、援助を受けることと行うことの両方を希望する人（どっちも会員）が、地域の中で支えあいながら子育てをする会員組織です。
ファンドレイジング	資金開拓を担う資金調達です。
福祉教育	憲法第 25 条「生存権の保障」を基盤に、同法第 13 条「幸福追求権」の実現を目指すための教育活動。市内では学校での福祉体験（車イス体験や白杖体験等）や地域と学校の連携した取組（地域清掃等）が行われています。
福祉自販機	売上の一部が地域福祉に関する事業へ還元される自動販売機です。浦安市では、公共施設に多く設置されています。
福祉ショップふくふく	市内で障がい者支援を行っている事業者が作成した物品（キャンドルや布製品など）を販売しています。総合福祉センター 2 階社会福祉協議会の窓口前に、商品を陳列しています。
ブラインド体験	視覚障がい者体験です。

ボランティアセンター	ボランティアをしたい方とボランティアをお願いしたい方をつなぐ役割を持つ機関です。その他、ボランティアの育成やボランティア活動のPR等ボランティアに関する取組を行っています。
保護司	保護司法によって位置づけられ、法務大臣に委嘱された方々です。犯罪や非行をした人の保護観察や生活環境の調整、社会を明るくする運動（毎年7月）等の犯罪予防活動を行います。
堀江つどいの広場	長い間浦安の医療に貢献してきた医院（昭和4年建築）の建物を利用し、畳敷きのあたたかい雰囲気の中で親子がのんびり過ごせる場です。また、子育てに関する相談や関連情報の提供なども行っています。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。児童委員は、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。
ら行	
ローリングストック方式	普段から少し多めに食材、加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法をローリングストックと言います。ローリングストックのポイントは、日常生活で消費しながら備蓄することです。